

平成二十七年八月十日発行
皇學館論叢第四十八卷第四号 抜刷

風土記の注釈について

—中村啓信監修・訳注『風土記』上下の刊行によせて—

荊
木
美
行

風土記の注釈について

—中村啓信監修・訳注『風土記』上下の刊行によせて—

荊木美行

はしがき

いわゆる古風土記を対象とする注釈書の歴史は古い。これまでに刊行された五風土記と風土記逸文を対象とする注釈書は枚挙に遑がないし、近世のものの中には、写本の形で流布したのも少なくない。注釈書は、いつてみれば、個別研究のエッセンスであり、現在の風土記研究もこうした注釈書の存在に負うところが大きい。それゆえ、われわれは、先人の注釈作業に敬意と感謝の念を払うことを忘れてはならない。

そうしたなか、最近になって、角川ソフィア文庫の一つとし

て、ハンデサイズの中村啓信監修・訳注『風土記』上・下（角川書店、平成二十七年六月、以下「本書」と略称する）が上梓された。まことに慶ぶべきことである。

本書が、風土記研究の最新の成果を盛り込んだ注釈書であることはいうまでもないが、それが文庫判という、手軽な形で提供されたことは、古典の普及という点でも慶賀すべきである。

回顧すれば、文庫判の風土記注釈書や現代語訳は、これまでも多数刊行されている。古くは、有朋堂文庫の塚本哲三校訂『古事記全 風土記全 祝詞全』（有朋堂書店、大正七年七月）や大日本文庫地誌篇に収められた植木直一郎校訂『風土記集』（大日本文庫刊行会、昭和十年六月）がある。ただ、これらは「文庫」

とはいうものの、判型もいまの文庫判とはいささか異なるし、注釈そのものもわずかで、概して簡略である。その意味で、文庫判風土記の嚆矢とも云えるのは、やはり、岩波文庫の武田祐吉編『風土記』（岩波書店、昭和十二年四月）であろう。同書には、五風土記の読み下し文と注（原文はなし）、風土記逸文の原文と読み下し、逸文所引の諸本の解説があつて、巻末には周到な索引まで附されている。これだけの情報を満載した同書は、風土記の普及に与かつて力があつたと思われる。

戦後刊行のものでは、小島環禮校注『風土記』（角川書店、昭和四十五年七月）がある。これも、原文こそ載せないが、五風土記とおもな古風土記の逸文の書き下し文を掲げ、脚注・補注を附した、密度の濃い注釈書である。また、吉野裕訳『風土記』（平凡社、昭和四十四年八月、のち平成十二年二月に平凡社ライブラリーに収録）は、もと東洋文庫の一冊として刊行されたものだが、のちにほぼ文庫サイズの平凡社ライブラリーとして再刊された。同書は、久松潜一校註日本古典全書『風土記』上下（朝日新聞社、昭和三十四年十月・同三十五年五月、以下「古典全書本」と略す）を底本とした現代語訳のみを載せるが、訳を介した一種の注釈書といつてよいものである。

個別の風土記では、秋本吉徳氏校注の『風土記』（一）全訳注 常陸国風土記』（講談社、昭和五十三十二月）が講談社学術

風土記の注釈について（荊木）

文庫に収められているほか、近年では、荻原千鶴全訳注『出雲国風土記 全訳注』（講談社、平成十一年六月）も出た。『出雲国風土記』については、これにより先に加藤義成氏による『校注 出雲国風土記』（千鳥書房、昭和四十年十二月）がある。よいものだが、惜しむらくは地方小出版物だったので、ひろく普及したとはいいがたい。

ただ、こうしてみると、五風土記と風土記逸文について、原文・読み下し文・現代語訳・注釈の四拍子揃つた文庫は皆無であつて、じつは、すべてを備えた注釈書は本書をもって嚆矢となす。

本書は、上巻には『常陸国風土記』（中村啓信校注・訳）『出雲国風土記』（播磨国風土記）（ともに、橋本雅之校注・訳）を収め、下巻には『豊後国風土記』『肥前国風土記』（ともに谷口雅博校注・訳）と風土記逸文（飯泉健司、谷口雅博校注・訳）を収める。そして、上巻冒頭には中村氏による「風土記総解説」があるほか、各風土記と風土記逸文については個別の解説があり、地図や逸文の出典一覧、さらには主要語句索引（両巻の分を下巻に一括して掲げる）まで掲載するという、行き届いた配慮である。各巻五百頁を超える厚冊とはいえ、コンパクトな文庫のなかによくもこれだけの情報を盛り込んだものである。特筆されるのは、平成の大合併以後はじめての風土記注釈書であつて、現在地の

比定もすべて新しい地名によっている点である（もともと、旧地名との対比を掲げているのは、『播磨国風土記』の分だけで、あとは新地名のみをあげる。こうした書式のほらつきは不審である）。

ただ、慾をいえば、原文に句読点や返り点が附されていないことや、人工的な復原や校訂があるにもかかわらず、校異注がないのは惜しまれる。ベタ組みの原文は見づらいので、本書で提示した読み下し文に沿った句読点・返り点を附してもよいのではないかと感じた。

また、これとは別に、『出雲国風土記』『播磨国風土記』の原文にはいささか疑問を感じた。『出雲国風土記』については分量も多く、写本も複数あるので、べつの機会に論じることとし、ここでは写本が三條西家本を祖本とする一系統のみの『播磨国風土記』を取り上げたい。

四七六頁の「凡例」によれば、三條西家本を底本とした「校訂本文」であり、「本文は可能な範囲で底本の形態、字体を尊重して活かすことに努めた」という。なるほど、校訂本文をみていくと、「土」を「土」、「答」を「荅」に作るなど、原本の字体を極力再現しようとした意図がみてとれる。先学も指摘しているように、三條西家本は古体をとどめており、独自の省畫や異体字を多くふくんでおり、貴重である。その意味で、校注者の判断は一つの見識である。手前味噌になるが、かつて筆者

が入手して紹介した「小野田光雄自筆『播磨国風土記』（三條西家本（古典保存会）」（拙著『風土記研究の諸問題』（国書刊行会、平成二十一年三月）所収）は、ペン書きながら忠実に三條西家本の文字を再現しようと思図したものである。

ところが、本書の「校訂本文」では、どうしたことか、こうした原則が当て嵌まらない、擅改と思しきケースが夥しく存する。

たとえば、「国」。三條西家本の字体はおおむね「国」であり、稀に「國」であり、「国」はない。「土」を再現するのであれば、「国」もまた「国」ないしは「國」に作らなくてはならないだろう。ほかにも、三條西家本の字体は「𠂔」「伎」「坐」なのに「校訂本文」では、それぞれ「形」「伎」「坐」に直している。これらの字体についてはなんらか理由により改めたのかも知れないが、不可解なのは「隱」である。四七七頁一行目・四七九頁四行目・四九三頁一五行目などでは、原本のとおり「隱」という異体字に作っているのだが、おなじ異体字が使われている四九五頁三・四行目では、どうしたことか「隱」に直している。

また、字体の細部にこだわる編者の意図はわかるが、「岡」を「𠂔」「𠂔」に書き分けることにどれだけの意味があるというのか。げんに「岡」そのものではないが、四七九頁一七

行目の「綱」は原本では「經」とあるのを「綱」に作っているのだから（ちなみに、『播磨国風土記』と同じ方針で原文を掲げる『出雲国風土記』では「綱」は細川本のとおり異体字の「經」に作っている。三〇五頁九・一一・二六・一七行目など参照）、「岡」の字形もそれほど重要な争点とは思えない。とくに、「罍」と「罍」の区別は、原本でも判断のむづかしいものがあり、筆写した人物がどれだけ書き分けを意図していたかはよくわからない。しかも、四八〇頁一二行目は、原本の字体が「罍」なのに「校訂本文」では「罍」に誤っているのので、本書の校訂そのものにも信頼がかけない。

ちなみにいうと、このほかにも誤記は、枚挙に遑がない。以下、いくつか実例をあげておく。

四八八頁一三行目の「遷」。ここはたしかに原本もこのとおりなのだが、それなら、四七七頁一二行目・四七九頁一四行目の「遷」もおなじ字体に作らねばならない。また、四八〇頁一〇行目の「鯨」は原本では「鯨」であり、あきらかな譌字ミス。四九五頁二行目でも「殺」を「斂」に作るが、こちらは原本の字体が「斂」である。同様に、四八八頁二二行目の「蘇」、四九〇頁三行目の「條」、四九三頁九行目の「褰」、四九四頁八行目の「田」、四九五頁八行目の「蔡」は、それぞれ原本では「蕪」「條」「褰」「因」「蔡」である。このほか、四八七頁一〇行目の

レ点は、原本の写真版では確認がとれない。

こうしたミスを連発してまであえて三條西家本の字体にこだわる必要があるだろうか。校注者は「解説」において「本来校訂とは、できるだけ祖本の姿を復元することを目的とするものであり、悪文の添削を目的とするものではない」（上巻、五〇六頁）と書いておられるが、本書所収の「校訂本文」が、はたしてこうしたポリシーを具現化したものかは、多分に疑わしいのである。

本書所収の風土記原文については、ほかにも疑問とするところがあるが、それは下文で言及する機会があるので、ここではふれない。しかし、そうした瑕疵はさておき、これだけの内容を盛り込んだ注釈書を作るには、四人による共同作業とはいえ、相当の準備を必要としたであろう。そのご苦労には、心より敬意を抱くものである。本書の刊行は、研究者のみならず、一般読者にも大きな福音であって、今後の活用が期待されるところである。

○

ところで、以下は、本書を繙読した、筆者の個人的な感想である。

かつて中国文学研究者の高島俊男氏が、近代文学作品の注釈を作る人に希望したいこととして、以下のような諸点をあげられたことがある（『お言葉ですが』別巻①（連合出版、平成二十年五月）一四五頁）。

①まず本文をちゃんとすること。ふりかな、書名の確認など。

②どういう語や記述に注釈が必要であるかを知ること。

③注釈は本文に即したものであること。言いかえれば、文の理解に資するものであるべきこと。

④注釈の体例を知ること。必要なことはかならず書き、よけないことは書かないこと。

⑤注釈することからについて一通り調べ、デタラメを書かないこと。

これは近代文学の話だが、ここで高島氏が指摘されている諸点は、そのまま古典の注釈にも当て嵌まると思う。本来、注釈作業というものは、本文の読解を助けるものだが、古典の場合でいうと、難解な古典を現代人が身近なものと感じる手助けとなるような注釈が望まれる。そしてそのためには、当該箇所、記述や語句に対してその解釈に役立つような説明を施す必要がある。さらに、場合によっては、古典研究の水準が奈辺にあるのかをうかがいような研究成果を紹介する必要がある。

これを要するに、筆者は、注を読めば、本文の記述が、史料ないしは文学作品として、より具体的に理解できるというのが、理想の注釈ではないかと考えている。ただ、それらを、限られた紙面でどのように叙述するかは、ケースバイケースである。

たとえば、読者諸彦は、日野開三郎氏の執筆にかかる『五代史』（明徳出版社、昭和四十六年四月、のち『日野開三郎東洋史学論集』第二十卷（三一書房、平成七年十月）所収）をご覧になったことがあるだろうか。同書は、『旧五代史』食貨志の注釈だが、その重要語句に施された詳密な注釈は、しばしば一語句につき一千三百字（著作集の組み上がりで一頁）を超える。日野氏の注釈は、その語句の表面的な解釈に留まることなく、歴史的背景、法的意義にまで踏み込んだ、文字通り、眼光紙背に徹した注解である。同書を手にしたものは、史料を読むにはここまで徹底しなければならぬのか、と胸を打たれることであろう。

もつとも、食貨志という、やや特殊な史料を、ピンポイントでここまで掘り下げた、同書のスタイルは、かならずしも普遍的でない。こうした、あまりに詳密な注釈に対しては、批判的な声もある。

よく知られているが、岩波書店から刊行された新日本古典文学大系には『続日本紀』の注釈が収められている。同書は、筆

者も、仕事柄、ふだんお世話になる馴染みの深い注釈書であり、その行き届いた注解には、読むたびに教えられることが多い。

しかし、虎尾俊哉氏のように、この新大系本『続紀』のような、研究書的な色彩の強い注釈書を「悪しき前例」と評価されるかたもおられる。「注釈は必要なことだけを簡潔に」というのが氏の持論で、事実、ご自身が編輯した訳注日本史料の『延喜式』においても、各篇目の担当者が提出する注釈の原稿にずいぶん斧削を加えて、担当者を驚かせたと仄聞している。

いかなる体裁がベストかは判断のむづかしいところだが、結局のところ、注釈書の体裁や叢書全体の方針によって大きく制約されるといえるのが実情であろう。せっかく意気込んで熱筆を振るっても、他の注釈書とのバランスから大幅カット、ということも少なくないのではあるまいか。

もつとも、じゅうぶんな紙幅さえ与えられれば申し分ない注釈書が完成するかどうかという、そうとは云えない。やはり、注解の対象となる古典の研究自体がどれほどのレベルにあるかが大きな問題だし（坂本太郎「日本書紀の本文研究」『日本古典文学大系』月報第二期最終回配本、昭和四十二年三月、のち「坂本太郎著作集」第二巻（吉川弘文館、昭和六十三年十二月）所収、二三〇頁）、注釈担当者の技術に左右されるところも大きいと思う。それゆえ、注釈の体裁や内容についてあれこれ評言されるのは、作業を担当

風土記の注釈について（荊木）

されたかたがたとっては、不本意なことかも知れない。

ただ、おなじ風土記の研究に携わるものとして率直な感想を開陳し、その是非を読者に問うことは無意味だとは思えない。毛を吹いて瑕をもとめようとは思わないが、筆者の所感が本書の利用に役立てば、幸いである。

『常陸国風土記』

22頁注2「国司」

注釈の説明では「第三十六代孝徳天皇の大化以後、都から赴任して、任命国の統治に当たった官人」とある。これではまるで大化以後、国司という名称の官職が存在したかのような印象を与えてしまうが、事實はそうでない。辞典類にも「初期の国司はミコトモチとよばれ、宰、使者などと記された。これに国司の字をあてるのは大宝令施行以後のこと」（『国史大辞典』ジャパン・ナレッジ版）と書いている。いまま少し慎重に記述してほしい。

22頁注7「造・別」

「別」の説明については、景行天皇紀四年二月甲子条に「夫天皇之男女。前後并八十子。然除日本武尊、稚足彦天皇・五百城入彦皇子三之外。七十餘子。皆封二国郡。各如二其国。故当今時。謂二諸国之別一者。即其别王之苗裔焉」とあることに

言及すべきであろう。なお、注釈の内容から推すと、注番号は、「別」の字の下にあるべきか。

22頁注11「惣領めしめき」

「全部あわせて統括すること」とのみ注するが、『常陸国風土記』にみえる「惣領」及びこれと関聯する「国宰みくにさし」については、いま少し丁寧な解説が必要ならば、すなわち、惣領（惣領）は、大宰とも呼ばれるもので、「筑紫惣領」（『続紀』文武天皇四年十月十五日条）をはじめとして、「吉備大宰」（文武天皇八年三月九日条）・「周芳総令」（同十四年十一月二日条）・「伊予総領」（『持統天皇三年八月二十一日条』）・「総領」（『播磨国風土記』揖保郡条）などの例がある。藪田香融氏によれば、『常陸国風土記』『播磨国風土記』では、総領・国宰・国司をはっきり使い分けており、その記載は信用できるといふ（『律令国郡政治の成立過程』『日本古代財政史の研究』（塙書房、昭和五十六年六月）所収）。すなわち、在任年代のあきらかなものとしては、「総領」では高向臣・中臣幡織田連（『常陸国風土記』）、国宰では道守臣・上（野）大夫（『播磨国風土記』）、国司では采女朝臣（『常陸国風土記』）であって、これによって、大宝以前の国司には、総領と国宰の二種の存しただことがわかるという。『日本書紀』大化元年八月に派遣された東国国司を総領とみて、『常陸国風土記』にみえる高向臣や中臣幡織田連を東国国司と考える説もあるが、東国国司は、や

はり国宰として理解すべきであろう。この総領（大宰）については、右にあげた史料の分析から、地方行政上重要な地域に置かれ、近隣数国を管轄する地方行政官のことであると考えられているが、藪田氏によれば、総領（大宰）の制度が採用された理由は、①大化前代にすでに大宰一宰という二重組織ができあがっていた、②国郡編成には国を越えた上級官司が必要であった、という二点にもとめられるという。とくに、②は『常陸国風土記』の下文に登場する建評記事とのかかわりで重要な点である。

ただし、総領については異論もあり、たとえば、松原弘宣まつばらひろのぶ氏は、『常陸国風土記』における総領・国宰の書き分けを認めつつも、これらが同時期に並存したことを記す記事はないとして、孝徳天皇朝における総領―大宰の二重組織は存在しなかったと考えているなど（『総領と評領』『日本歴史』四九二、平成元年五月）、諸説ある。

なお、380頁注14では、この『常陸国風土記』の総記に言及しているのが、当然ここでも、『播磨国風土記』揖保郡を参照する旨の注記が望まれる。

23頁・25頁「国造毗那良珠命」・「新治の国造が祖、名は比奈珠命」とともに注釈はないが、『国造本紀』に「新治国造。志賀高穴穗朝御世。美都呂岐命兒比奈羅布命定賜国造。」とあって、

ここにみえる比奈羅布命が風土記の毗那良珠命・比奈珠命にあたることは、古典大系本などでも注記されているので、ここは書くべきである。

24頁注8 「駅家」

本書『常陸国風土記』の項で注目されるのは、『萬葉集注釈』卷二に「常陸国風土記云。新治郡。駅家。名曰大神。所曰然称一者。大蛇多在。因名二駅家云々」として引用される「大神の駅家」の逸文を『萬葉集注釈』より復原¹⁾として本文の新治郡のところに組み込んだ点である。かかる処置は、29頁にも二箇所みえる。新治郡については、従来、

新治郡。

東郡賀部郡栗天山 唐白壁郡 西毛野 河北下野 常陸国 即波大岡

古老曰。昔。美麻貴天皇馭宇

之世。為レ平二討東夷之荒賊。

俗云阿良流 俗新母乃良流

遣二新治国造祖。名

曰比奈良珠命。此人罷到。即穿二新井。

今存 新治里 隨レ時致レ祭

其水淨

風流。仰以レ治レ井。因者二郡号。自レ尔至レ今。其名不レ

改。風俗語云曰 遠新治同（以下略之）

自レ郡以東五十里。在二笠間村。越通道路。称二葦穗山。

古老曰。有二山賊。名称二油置売命。社中在二石屋。俗歌

許智多郎 遠新治 葦穂 油置 売命 俗歌 以上略之。

という筑波郡の直前までを同郡の記事ととらえていたが、本書では、「自レ郡以東五十里」以下を白壁郡のそれとみる。このように解釈すると、「大神の駅家」の逸文も、当然ながら、

風土記の注釈について（荊木）

郡名の由来を説いた記事のあと、すなわち、諸本が「以下略之」としている部分にあったことになる。しかし、「自レ郡以東五十里」以下を白壁郡の記事とすることに異論もある²⁾ので、ここはやはり、後述の二条とともに逸文として別扱いがよかつたのではあるまいか。げんに、『播磨国風土記』では、『日本紀』所引の「爾保都比売命」「速鳥」という二条の逸文について、前者が適当な位置に復元できないことを理由に、赤石郡に存したことが確実な「速鳥」まで別扱いしている（四二四～四二六頁）。

なお、本書は、『常陸国風土記』原文として、いわゆる「菅政友本」を掲げているが、ここに復原記事をそのまま組み込んでいる。読み下し文に附した注ではその旨断つてい³⁾るとはいえ、原文でもなんらかのコメントが欲しいところである。

26頁注11 「新粟初嘗」

この「粟」について、注釈は「粟はアワではなく、もみがら着きの米」と書く。古典大系本も「粟は脱穀しない稲実の意。」と同意の解釈（三九頁）。いずれも、『和名抄』卷十七、粟の項の引く「崔禹錫食經」の説明によつたものかと思われるが、「新粟」の表記は、稲作が普及する以前には粟が主食で、新嘗祭もその粟の新穀を神に供する儀式であつたことの名残りだとする、井上辰雄氏説もある。

29頁注4 「古老曰はく」・10 「黒坂命」

この二条も、①『釈日本紀』卷十（新訂増補国史大系本、一四四頁）所引の「信太郎の沿革」と②「萬葉集註釈」の引く「信太の郡」（萬葉集叢書本、八一頁）を復原記事として本文に組み込んで順に排列している。そして、さきの「大神の馭家」と同様、原文でもそのままこの復原本文を掲げているが、ここもなんらかのコメントが欲しかったところである。ちなみに、①については、はやくに西野宣明『訂正常陸国風土記』（天保十年刊、『日本古典全集 古風土記集』（日本古典全集刊行会、大正十五年十一月、のち昭和五十四年二月に現代思潮社より復刻）所収）が、これを本文としている。同書の頭注には「按自古老曰以下至日高見国。諸本欠。今拠戊本補之。釈日本紀所引与此小異矣」とあるが、ここにいう「戊本」は、同校訂本の「凡例」によれば、「備中笠岡祀官小寺清先所校訂」の一本で、現存しない。この「戊本」が原本の形態を伝えたものであれば、宣明の校訂のとおりであるろうが、「戊本」そのものが、すでに『釈日本紀』によって補っていた可能性も考えられる。『訂正常陸国風土記』を底本とする日本古典全書本『常陸国風土記』は、「古老曰……日高見国也の一条は現傳本の祖本には無かつたらう。底〔西野宣明『訂正常陸国風土記』〕は小寺本によつて此の一条を採つた」（五七頁）とのべている。

29頁注14 「輪轎車」

養老喪葬令^{ようろうさうさうりょう}8、親王一品条に貴人の葬具として「轎車」がみえ、集解には「釈に云ふ。（中略）轎車は喪車なり。或は云ふ。轎は謂ふところは葬屋なり。車は謂ふところは之を載せる車」とある。「轎」「車」を別のものとする解釈のあることは、ここで紹介すべきであろう。ついでにいえば、風土記下文にみえる赤旗・青旗についても、喪葬令同条に葬具として旗のみえることに言及すべきかと思う。

30頁注26 「器械」

養老軍防令^{ようろうぐんぼりりょう}41、出給器械条の「器械」の義解注釈に「謂ふところは、器は軍器なり。杖は儀杖なり」とあるのを引くべきであろう。また、風土記下文によれば、器械のなかに楯がふくまれているが、郡内の式内社楯縫神社（旧稲敷郡美浦村大字木原に鎮座）は、この伝承と関聯があるかも知れない。

32頁注18 「多祁許呂命に子八人あり」

注釈には「先代旧事本紀」の国造本紀には六人の子が国造に任じられたとある」とする。これは、下記の六つの記載を指すであろう。

・師長国造。志賀高穴穗朝御世。茨城国造祖建許呂命兒宮富
驚意彌命定二賜国造。

・須恵国造。志賀高穴穗朝。茨城国造祖「紀記」建許侶命兒

大布日意彌命定二賜国造一。

・馬來田国造。志賀高穴穗朝御世。茨城国造祖建許呂命・深

河意彌命定二賜国造一。

・道奥菊多国造。輕嶋豊明御代。以二建許呂命兒屋主乃禰一。

定二賜国造一。

・道口岐閉国造。輕嶋豊明御世。建許呂命兒宇佐比乃禰。

定二賜国造一。

・石背国造。志賀高穴穗朝御世。以二建許侶命兒建彌依米

命一。定二賜国造一。

ただし、「国造本紀」には、いま一つ石城国造に関して、

石城国造。志賀高穴穗朝御世。以二建許呂命兒屋主乃禰一。

定二賜国造一。

という記述がある。これは、栗田寛が『国造本紀考』巻二
において「建許呂命ハ、師長国造の下にいて、其処にいへり、
さて師長須恵、馬來田国造などの条に、みな茨城国造祖とあり、
常陸風土記にも、茨城国造初祖見えたれハ建許呂命定二賜国
造一」とあるハ疑はし、建許呂命の下、兒某命などの字脱たる
にや、志からずハ茨城国造初祖なる人の、此の国造なるへき謂
なし、かにかくに疑はしけれハ、此文の誤りにハ非るか、然る
ハ古事記に、神武皇子、神八井耳命者、意臣云云、陸奥石城国
造云云等之祖也とあれハなり」（神道大系本、三二三頁）とのべ

風土記の注釈について（荊木）

るように、まず脱文の可能性が考えられる。だとしたら、「国
造本紀」には建許呂命の兒が各地の国造に任じられた例が都合
七つあることになる。これに『常陸国風土記』にみえる
筑波使主を加えれば、ともかくにも風土記が建許呂命の子を
八人とする記載に符合することは注目してよいと思う。

32頁「湯坐連」

注釈はない。湯坐は皇子の養育料のための部のことで、湯坐
連氏はその管掌氏族をいう。前項で説明したように、建許呂命
の子の一人に須恵国造がいるが、この国造は上総国周淮郡一帯
を支配し、そこに湯坐郷（現千葉県君津市上湯江・下湯江附近）が
存したところより推せば、建許呂命一族と湯坐連氏は強い関聯
性が考えられる。後掲367頁注33「他田」のような不要と思われ
る氏族の出自の注釈を附すくらいなら、ここの湯坐連氏につい
ての解説のほうが風土記の理解ためにはより重要なのではある
まいか。

35頁注3「茨城の郡の八里を割き」

こども、さきの総領との兼ね合いで、『常陸国風土記』に散
見する建郡（正しくは「建評」）記事についてふれておく必要が
ある。『常陸国風土記』によれば、信太郎の場合は、物部河
内らが筑波・茨城郡の七百戸を分かつて信太郎を新置、行方郡
の場合は、茨城国造・那珂国造が、両国造部内の十五里七百戸

を割いてべつに郡家を新置、香島郡では中臣□子らが下総国海上国造の部内一里と那賀国造の部内五里を割き神郡として新置、多珂郡の場合は、多珂国造と石城評造が旧多珂国を多珂・石城二郡に分ち、多珂郡を常陸国に、石城郡を陸奥国に属けた（里数・戸数は不明）とある。これらの建郡記事については、鎌田元一・井上辰雄両氏は、建郡（建評）のことを記した史料の分析から、孝徳天皇朝に全面的に施行されたとする。とくに、鎌田氏は、香島郡条にみえる己酉年（六四九）に一般諸郡の建郡がおこなわれ、信太・行方・多珂郡の建郡記事にみえる癸丑年（六五三）は、「新置のコホリ」が分出された年だとされる。ただし、このとき、郡の下級行政単位として里制が実施されたかどうかについては確証がなく、鎌田氏は、孝徳天皇朝に五十戸単位の編戸制が進められていたが、五十戸一里制は天武天皇四年（六七六）の部曲廃止を待つて徐々に進められ、庚午年の造籍によって全国的な実現をみたと考えている。

なお、蘭田香融氏によれば、『常陸国風土記』は立郡の申請人の名を記録しているが、多くの場合、かれらが初代の郡領に就任したという。こうした在地豪族は、父祖以来管掌してきた屯倉、あるいはあらたに造建した屯倉を朝廷に献上し、これを郡家となすことよって、以後長く譜代郡司となる途をえらんだのであろう（前掲「律令国郡政治の成立過程」）。

36頁「郡家の南の門」

風土記には、郡の政庁である郡家（ゲンケ・グウケ・コホリノミヤケなど訓む）についての記載が多数ある。とくにある場所を示すのに、「郡家北三十里」などと郡家を起点とした書法をとっていることは、当時郡家が各郡においてセンター的な役割を果たしていたことを示唆している。ところで、本条は、行方郡家の構造を記した文献として貴重であるが、これによれば、郡家には庁とその前庭があり、庁の南には門が配置されていた構造になっていたことがわかる。また、べつな史料には「垣」がみえるから、郡家のある場所は塀などで区割されていたのである。足利健亮氏の推定では、こうした郡家の規模は、基本的には方二町、実質的には方三町近くにおよんだという（郡街の境域について）（大阪府立大学 歴史研究一、昭和四十四年三月）。八〜九世紀の郡家に関する文献は少ないが、これを補うものとして長元三年（一〇三〇）の『上野国交替実録帳』（国司交替の際の事務引継ぎ関係書類の草案）がある。この文書には同国の郡家の建物群がかなり詳しく記載されている。前沢和之氏の指摘によれば、この文書は、もともと郡単位で作成されたものであり、記載が整理されていない草案であること、内容が破損もしくは無実の列記であるという基本的性格を有しており、かならずしも現状を反映した史料ではないが（『上野国交替実録

帳」にみる地方政治』『群馬県史』通史編2（群馬県、平成三年五月六七六頁）、それでも郡家全体の構造をうかがう貴重な文献である。『上野国交替実録帳』をもとにした郡家の復元については、竹内理三・福山敏男・吉田晶諸氏の研究があるが、いまこれらによりつつ、当時の郡家の構造を記すと、つぎのとおりである。『上野国交替実録帳』によれば、郡家には郡ごとに①正倉・②郡庁・③館・④厨家に区分され、この順で記載されている。こうした区分は、儀制令集解¹⁷所引の古記が、郡家を郡院・倉庫院・厨院に、また、『朝野群載』国務条々事が、郡家を郡庫院・駅館・厨家・諸郡院に、それぞれ用途別に区分していることとおおむね一致するという。

なお、現在、各地で郡家遺跡と考えられる遺構の発掘調査が進み、各地の郡家の実態があらかになりつつあるが、それらの事例によると、館や厨家の実態はじつにさまざまで、山中敏史氏によれば、『上野国交替実録帳』の館や厨家の記載はかならずしも全国的な傾向を反映したものではないという（山中敏史・佐藤興治『古代日本を発掘する5 古代の役所』〈岩波書店、昭和六十年六月〉一二四頁）。

36頁「郡家の南の門に」

郡家の門前に大きな櫓の木があったことは、山城国葛野郡家にも例がある（『続日本後紀』承和十四年六月条）。櫓は、その特

風土記の注釈について（荆木）

異な樹形ゆえに聖木とされ、その木をシンボルとするかたちで郡家がこの地にいとなまれたのであろう。『日本書紀』皇極天皇四年六月条によれば、乙巳^{いし}の変の直後、皇極上皇・孝徳天皇・中大兄皇子は、飛鳥寺の西にある大櫓の下に群臣を集め、皇室と群臣の一心同体を天神地祇に誓わせたが、これなども高櫓が神の依り代シロとして神聖視されたことを示す記事である（辰巳和弘『風土記の考古学』〈白水社、平成十二年九月〉四二―四四頁）。

37頁注6「蛇の身にして頭に角あり」

「中国文献に「龍の角のないのを蛇という」とあるが、「中国文献」などという漠然とした出典注記はやめてほしい。『尚書大伝』洪範五行伝の「時则有竜蛇之孽。〔注〕蛇竜之類也。或曰竜無角者曰蛇。」などを引くべきか。

40頁「塩を焼く藻」

注釈はないが、説明の必要な箇所であろう。いうまでもなく、「塩を焼く藻」とは海藻を使う製塩法^{しおひたし}のことで、「藻塩法」と呼ばれるものである。具体的にどのように藻を利用するかは諸説あつて、①乾燥藻を焼き、その灰を海水にいれ、あるいは海水を注ぎ、鹹水^{かんすい}（濃厚な塩水）を得てこれを煮詰める、②乾燥藻を焼き、その灰を海水で固め灰塩を作る、③乾燥藻を積み重ね、うえから海水を注ぎ鹹水を加えてこれを煮詰める、④乾燥藻を海水に浸して鹹水を得てこれを煮詰める、などの方法が

想定される（『廣山書道』『日本製塩技術史の研究』（雄山閣出版、昭和五十八年二月）・佐原真『食の考古学』（東京大学出版会、平成八年十月七六頁）。藻塩法による製塩のことは、信大郡浮島村条・行方郡板来村条にみえるほか、『萬葉集』にも多くみえる（二七八・九三五・九三六・三一七七）。『萬葉集』には、このほかにも「塩焼く」という表現が多くみえるが（三五四・四一三・九三八・一二四六・二六二二・二六五二・二九三二・二九七二）、これらも、あるいは藻塩法を指すか。

44頁「西は流海」

この部分は、『萬葉集註釈』巻八に「常陸ノ鹿島ノ崎ト。下総ノウナカミトノアハヒヨリ。遠クイリタル海アリ。末ハフタナガレナリ。風土記ニハ。コレヲ流海トカケリ。今ノ人ハ。ウチノ海トナン申ス」として引用されるので、これにふれるべきであろう。

46頁注20「大坂山」

以下、「俗曰はく」のところでは、崇神天皇が大坂山の頂上において白い服を着て白い杖を持った神に会い、託宣を受ける話が記されているが、『日本書紀』崇神天皇九年三月十五日条には「九年春三月甲子朔戊寅。天皇夢有二神人。誨之曰。以二赤盾八枚。赤矛八竿。祠二墨坂神。亦以二黒盾八枚。黒矛八竿。祠二大坂神。」とあり、『古事記』中巻、崇神天皇段に

も豊富多、根古を採し求めて大物主神を祭らしめた記述の直後に「又於二字陀墨坂神。祭二赤色楯矛。又大坂神祭二黒色楯矛。（中略）又於二坂之御尾神及河瀬神。一悉無二遺忘。一以奉二幣帛也。因レ此而役氣悉息。国家安平也。」とある。関聯記事なので、古典全集本などに倣って注記の欲しかったところである。

46頁注28「神戸」

注釈は「神領の課戸の租の、、、、、、を神社に寄せることを認められた神社所有の民戸」と説明するが、神社の造営や神に供する調度料のために神戸が出すのは調・庸・租であって、『神祇令義解』神戸条にも「凡神戸調庸及田租者。並充下造二神宮一及供レ神調度上。其稅者。一准二義倉。」とあるとおりである。直後の「修理ふこと絶へず」の注もそうだが、もう少し丁寧に調べられないものか。読んでいて不快感さえ覚える。さきに引いた高島氏の一文にも「注釈することからについて一通り調べ、データラメを書かない」とあったではないか。

46頁注30「庚寅年」

注釈は、庚寅年が持統天皇四年（六九〇）であることを書くのみだが、『日本書紀』によれば、この年九月に飛鳥浄御原令の戸令にもとづく、初の戸籍が完成している（前年三年閏八月に作成開始。これが「庚寅年籍」である。この戸籍は、『続日本

紀』和銅四年(七一)八月四日条に「酒部君大田。梗麻呂。石隅三人。依二庚寅年籍一賜二鴨部姓。」とあることから、庚午年籍同様、氏姓の基本臺帳として利用されたことがわかる。ほかに、『続日本紀』和銅六年(七二三)五月十二日条に「但庚寅校籍之時。誤涉二飼丁之色。」とあり、おなじく天平宝字八年(七六四)七月十二日条にも「後至二庚寅編戸之歳。三綱校二數名一爲二奴婢。」とみえるなど、庚寅年籍では良賤の身分が明確に区別されていたことが知られる。なお、『播磨国風土記』によれば、里名の改正も、庚寅年籍のときにおこなわれたことがわかる(「饒磨郡少川里条・揖保郡越部里条・少宅里参照」)。

46頁注33 「修理ふこと絶へず」

注釈に「『続日本紀』によれば式年遷宮が行われていたらしい」とあるが、これは意味不明。鹿島神宮の造替つくろひについては、『日本後紀』弘仁三年(八二二)六月辛卯条に、「神祇官言。住吉・香取・鹿嶋三神社。隔二廿箇年。一皆改作。積習爲レ常。其弊不レ少。今須除二正殿一外。随レ破修理。永爲二恒例一。許レ之」とあり、改造は、以後正殿に限定されたというが、『日本三代実録』貞観八年(八六六)正月二十日条には「又(鹿島神宮司)言。鹿島大神宮惣六箇院。廿年間一加二修造。所レ用材木五万余枝。工夫十六万九千餘人。料稻十八万二千餘束(後略)」とあるように、実際は正殿に止まらず、大規模な造替が

風土記の注釈について(荆木)

おこなわれたとようである。なお、延喜臨時祭式59、神社修理条には「凡諸国神社随レ破修理。但摂津国住吉・下総国香取・常陸国鹿嶋等神社正殿。廿年一度改造。其料使用神税。如無二神税一。即充二正税。」とあり、造替の費用には神税を用いる旨が示されているが、『延喜交替式』には「凡諸国神宮。随レ破修理。其料使用二神税一。如无二神税一。即充二正税一。但摂津国住吉・下総国香取・常陸国鹿嶋等神社。以二正税廿以上一改造」とあり、住吉・香取・鹿嶋らについては正税を用いることが定められている。

47頁注2 「中臣巨狭山命」

注釈は「中央から派遣されている神官」とするが、これはいかなる根拠にもとづくものか。中臣巨狭山命なかつみのおさきまのみことは、『尊卑文脈』「藤原氏系図」や『鹿嶋大宮司系図』に中臣鹿嶋連の初祖としてされる人物である。中臣鹿嶋連は、『続日本紀』天平十八年(七四六)三月二十四日条に「常陸国鹿嶋郡中臣部甘烟。占部五烟。賜二中臣鹿嶋連之姓。」とあるように、鹿嶋郡にいた中臣部(もしくはその伴造氏族)や占部がそのもととなっており、古くからこの地に盤踞していたと考えられる。これを「中央から派遣」と言い切ってしまうのは、いかがなものであろう。また、『続日本紀』天応元年(七八二)七月十六日条に「右京人正六位上栗原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。是中臣遠祖天

御中主命廿世之孫。意美佐夜麻之子也。」とあるのも引くべきであろう。

47頁注10「卜部」

前掲『続日本紀』天平十八年（七四六）三月二十四日条に「常陸国鹿嶋郡中臣部廿烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。」とあり、正倉院宝物の天平勝宝四年十月の白布人參袋墨書に「常陸国鹿嶋郡高家郷戸主占部手志戸占部鳥鷹調曝布壹端」（松縞嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』（吉川弘文館、昭和五十三年七月）三〇一頁）の名がみえることから、香嶋郡に卜部が居住していたことは確実である。これらは注でふれてほしい史料の一つである。

53頁注2「大櫛」

ここでは、巨人が捨てた貝が集積してできた岡が、現存する大串貝塚おおくしかいづかにあたることを云わねばならない。大串貝塚は、茨城県水戸市東部、大串町（旧東茨城郡常澄村大字塩崎）にある貝塚。同地に鎮座する下居明神おおいりの北西台上畑地、神社の南西、前者より一段下がった低台地上など、神社の周辺部に分布する貝塚を総称してよぶ。縄文時代の貝塚のことが記録に残された古い例である（齋藤忠『古典と考古学』（学生社、昭和六十三年二月）二二二―二二六頁）。

54頁「瓮」

那賀郡の嘯時臥くればしのやま之山の伝承にかかわって、努賀毗咩ぬかひびめが生んだ蛇の子を祭壇に安置するくだりで、「瓮」という容器が登場する。読み下し文では、「ひらか」と読んでいるが、この字は「ほとぎ」であって、「瓮」ではない。本書が底本としている菅政人本をはじめ諸本も「瓮」に作る。「ひらか」は文字通り平たい器で、「ほとぎ」は腹の太い、口の小さい湯水を入れる容器である。風土記後文に「所盛瓮。今存一片岡之村。」とあるところからすると、いよいよもって「ひらか」ではしっくりこない。なぜ校注者があえてこれを「ひらか」と読むのか、その根拠を示すべきであろう。

59頁注7「片岡大連」

注釈には「新撰姓氏録」に中臣方岳連がある。祭祀に関する氏族」とある。ただ、この片岡大連が、複姓の中臣方岳連なかとみのかたおのむらじとおなじ氏族かは即断できない。栗田寛『新撰姓氏録考証』がこの条を引いて「もしくは中臣方岡連にて其名の脱たるにはあらざるか」（神道大系本、三三八頁）と慎重を期しているように、断定はできない。

60頁注19「宰」

注釈には「天皇のお言葉を受けて地方統治に当たる高官」と記すが、これがのちの国司に先行するものであったことを書く

必要がある。↓22頁注2「国司」
61頁注15「石城評造部志許赤等」

注釈は「他にみえない。「評造」は郡の首長」と書く。「郡の首長」という表現も、厳密を缺くが、ここは石城評造部氏という氏族名について解説すべきであって、「評造」だけを説明するのは適切ではない。石城評造部氏は、石城評造に所属する部を管掌する伴造氏族のことをいうのであろう。

61頁注18「石城郡は、今、陸奥国の堺の内に存り」

注釈は「福島県側に入っている」とありきたりのことしか書かないが、この記事は『常陸国風土記』の成立年代を考えるうえで重要な記事である。石城国の建国については、『続日本紀』養老二年（七一八）五月二日条に「割^{いしあき}陸奥国之石城。標葉。行方。宇太。日理。常陸国之菊多六郡。置^い石城国。割^い白河。石背。会津。安積。信夫五郡。置^い石背国。割^い常陸国多珂郡之郷二百一十烟。名曰^い菊多郡。属^い石城国焉」という記事がみえている。当時、对蝦夷政策の一環として、浜通^{はまどお}り一体を陸奥国から切り離し、建国に踏み切ったのであろうが、その後、養老四年（七二〇）九月からはじまる蝦夷の反乱と鎮圧の過程で、石背国とともに陸奥国に併合されたとみられている（土田直鎮『石城石背両国建置沿革再考』『奈良平安時代史研究』（吉川弘文館、平成四年十一月）所収）。風土記のこの注を、養老二年の

風土記の注釈について（荊木）

石城国分置以前の状態を指すものとは「常陸国風土記」は養老二年以前の成立とみられるのに対し、陸奥国への併合後の状態をいったものと考えれば、風土記は養老五年（七二二）以後の成立となる。「今は」という表現は、かつては「石城国」だったが、今は陸奥国に併合されているとう意味にも取れるので、むしろ後者の可能性のほうが大きいと思うが、いかがであらう。

『出雲国風土記』

123頁注18「駅家」

おなじ語の注釈が直後の124頁注4にあり、どちらかを削除または「カラ注」にする必要がある。

123頁注20「靈龜元年の式」

律令制下の地方行政単位は当初「里」（原則として一律に五十戸で構成）と称されていたが、それが靈龜元年（七一五）に「郷」と改称され、その郷の下に新しい里（コザト）が置かれた。この記載は、そのことが式によっておこなわれたことを示す貴重な史料であることは、注釈の指摘するとおり。なお、この郷里制は、天平十一年（七三九）末から翌十二年初頭にかけての時期に、郷の下部の里が廃止された。その結果、当初の里が郷に解消され、以後はこの郡―郷制がながく継続した。ただし、近

年、平城京跡から出土した和銅八年の計帳軸や長屋王家木簡をてがかりに、郷里制の施行を靈龜三（七一七）年にまで繰り下げる説が提出され、『出雲国風土記』のこの記事も「元年」は「三年」の誤写ではないかと疑われている。このことは、解説ではふれられているが、ここでも注記の欲しかった。

123頁注21 「神龜三年の民部省の口宣」

口宣は口頭による命令をいうが、本条以外には、職員令集解27、鼓吹司条所引の伴記にみえる右大弁宣、儀制令集解8、祥瑞条所引の古記・釈説にみえる弁官口宣、『古語拾遺』天平勝宝九歳条に左弁官口宣があり（このほか、多胡碑にみえる「弁官符」も、弁官の口宣による命令とともに作成された文書であるとする説がある）、天平六年の『出雲国計会帳』にも口宣の語がみえる。計会帳の口宣は節度使口宣であるというが（坂本太郎「出雲国風土記の価値」『坂本太郎著作集』四（吉川弘文館、昭和六十二年十月）所収、五八頁）、それはともかく、このときの口宣によって、従来三字もしくは一字の郷名を二字にしたこと、また二字のものもだいたいは畫数の多い、厳しい字に改めたことが、風土記にみえる地名変更の実例に徴して判明する。なお、現存本風土記を再撰本とみる説によれば、下文の地名表記の直後に「本の字は……なり」「今も前に依りて用ゐる」とあるのは、初撰本との対比を注記したものであることになるので、ここでもコメント

が必要であろう。

129頁注26 「語部猪麻呂」

出雲国に語部が存在したことは、天平十一年（七三九）の『出雲国大税賑給歴名帳』は、出雲郡・神門郡の語部君小村以下三十四人の語部を名乗る人物がみえ、また、天平六年（七三四）の『出雲国計会帳』に逃亡した出雲国進上の雇民二人のかわりの者を率いて上京した人物として「語部広麻呂」の名がみえることから知られる。いずれもふれてほしい史料である。

130頁注2 「正倉」

注釈の「朝廷に納める税（穀物・塩）などを保管しておく倉庫」という説明が、植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』（小学館、平成九年十月、以下「新編全集本」と略する）とまったく同じ。しかし、正確には、正倉とは、正税を貯えておく倉庫を云う。『国史大辞典』にも「古代の律令制のもと、各国の正税を収納するために郡ごとに設置された倉」とある（ジャパン・ナレッジ版による）。正倉については、『類聚三代格』卷十二所収の延暦十四年（七九五）閏七月十五日附官符に「如聞。諸国建郡倉。元置二一処。百姓之居。去レ郡僻遠。跋三涉山川。有レ勞二納貢。加以倉舍比近。覺字相接。一倉失火。百倉共燒」とあって、郡内の一箇所にまとめて設置されていたこ

とがわかる。また、天平年間の正税帳しょうぜいしょうにも郡毎に正倉をまとめて記している例があり（『和泉監正税帳』）、やはり正倉は郡にままとって存在したのではないかと考えられる。ところが、『出雲国風土記』では、本条をはじめとして、正倉は各郷に散在していた（とくに、国府の在った意宇郡では四郷と一神戸に散在）。坂本太郎氏は、①これは郡ごとに一処というのが原則であったが、国によりそうでない場合があって、出雲はそうした特例であったか、あるいは、②郡ごとに一処の倉は別にあつて、そのほかの倉がこの程度諸郷に分散していたか、いずれにも解せられるという（『出雲国風土記の価値』『坂本太郎著作集』四〈前掲〉所収）。②であれば、郡単位で存在した正倉についてもなんらかの記載があつてしかるべきだが、『出雲国風土記』にはそれがない。坂本氏は、右の官符で郡内一処の弊あひを考えて毎郷一院をおくことを令したが、同年九月十七日早くもこれをやめ、隣接する郷の中央に一院をおくと改められているのを見ると（『類聚三代格』卷十二、延暦十四年九月十七日官符）、毎郷一院ということの実行はかなり困難であつたとみるべきで、「奈良時代の一般例として郷に倉が散在したことはありそうもないのであり、出雲は特殊の例ではあるまいか」とする。ただし、いっぽうで、「特殊の例にしても後年延暦に至つて公に令せられたような事実の濫趨が、天平においてすでに存在したことを知るはこの

風土記の注釈について（荆木）

風土記の賜である。一体この時代に格や式の法令で立てられる新制は、社会的事実としては、その一部または前身が早くより存在し、実行せられている場合が多い。これはそうした場合の一つであろう（前掲論文、六一頁）とする。いずれにしても、出雲地方の正倉については、こうした問題が存するので、一言コメントが欲しいところである。

131頁注8 「倉舎人の君」

注釈は「舎人は天皇や皇族に近似する役割をもつ者」とのべるが、正確にはここの「倉舎人」は氏族名であり、適切な解説とはいえない。

133頁注13 「忌部の神戸」

注釈は書かないが、忌部の神戸とは、『古語拾遺』巻首に「明玉命。〈出雲国忌部玉作祖也〉とみえる忌部玉作氏が居住することに由来する。彼らは祭祀用の忌玉いみたまを作る伴造氏族であり、大殿祭や出雲国造の神賀詞奏上の際に献じられる玉は、この玉作氏が製作したものであることも、ここでふれるべきであろう。ちなみに、延喜臨時祭式74、富岐玉条ふきたまには「凡出雲国所進御富岐玉六十連三國大略臨時祭式卷六毎年十月以前令二意宇郡神戸玉作氏一造作。差レ使進上」とある。

133頁注14 「国造」

注釈には「古くは、有力豪族が各地を領有していた」とある。

国造を説明したつもりなのだろうが、ここは奈良時代のいわゆる「新国造（律令国造）」のことなので、注釈は的外れ。

133頁注15 「神吉詞」

出雲国造が朝廷に赴き、天皇の御世を讃える寿詞のことをいい、神吉詞の文言は、延喜祝詞式29、出雲国造神賀条に掲げられている点は注釈の云うとおり。ただし、延喜臨時祭式36、神寿詞条には、「右国造賜_二負_一幸物。還国潔齋一年。唐内不決重則者。當祝班田者亦降。若_二訖_一即国司率_二国造諸祝并子弟等_一入朝。即於_二京外_一便_二処_一。修_二饗_一献物。神祇官長自監視。預_二卜_一吉日。申_二官奏聞_一。宣示_二所司_一。又後齋一年更入朝。奏神寿詞如_二初儀_一。儀式見」とあつて、出雲国造が新しく補任されたのち、負幸物を下賜されていったん帰国し、その後潔齋一年のちふたたび入朝して神賀詞を奏上することがみえている。国史における神賀詞奏上の初見は、『続日本紀』靈龜二年二月丁巳条で、その後も頻出する。なお、仁多郡三沢郷条にも、神賀詞奏上の際の潔齋に関する記述がある。

133頁注17 「御沐の忌玉作りぎ」

注釈ではふれていないが、景行天皇記に倭建命と出雲建命（やまとたけるのみこと）と出雲建命（いすまたけるのみこと）が、崇神天皇紀六十年七月条に出雲振根とその弟の飯入根が、それぞれ肥の河の止屋の淵（出雲国神門群塩冶郷）で沐浴したことがみえる。斐伊川に沿った塩冶郷の川は、古くから禊の場所

だったのであろう。

135頁注6 「新造の院一所」

注釈は「寺号の決まっていない新しい寺」とする。『出雲国風土記』のなかには、仏教関係施設として教吳寺と新造院がみえている。教吳寺は五重塔をもち僧の居住する寺院であるのに対し、新造院は寺を称するに至らない、寺よりも規模の小さい施設、すなわち道場のようなものであったと考えられる（森田佛説）。ただし、新造院のなかにも三層の塔を有するものもあり、かならずしも、その区別は明確でなかったようである。とくに飯石郡少領出雲臣弟山の建立した新造院は出雲国分寺に代用されたともみられているので（野津左馬之助「出雲国分寺」角田文衛『国分寺の研究』下巻〈考古學研究會、昭和十三年八月〉参照）、ここに注記が必要ではないかと思う。

144頁「郡家」

注釈はなし。ただし、『日本三代実録』元慶元年（八七七）正月十六日条には、出雲国に到着した渤海使百五人を嶋根郡に安置し供給したことがみえるが、これは嶋根郡の郡家のことであり、郡家は公使の宿泊や接待の機能を有していたことが知られるとともに、郡家にもこれだけの設備が存したことをうかがわせる。

150頁注25 「蛭蝮嶋」

田中卓「出雲国風土記の成立」―「原出雲国風土記の成立年代」(ともに『田中卓著作集』第八卷(国書刊行会、平成五年五月)所収)は、『出雲国風土記』を養老年間原撰、天平五年(七三三)再撰とみて、後者を前年に設置された山陰道節度使まいたつしの附帯事業ととらえる。田中氏は、天平五年原撰とみた場合、完成までに時間がかかりすぎているという外的徴証とともに、内的徴証として、本条に「蛭蝮嶋。(中略)古老伝云。出雲郡杵築御埼在蛭蝮。天羽合鷲。掠持飛来。止于此嶋。故云蛭蝮嶋。今人猶誤栲嶋号耳」とある点をあげる。氏によれば、冒頭の「蛭蝮嶋」は正確には「栲嶋」とあるべきところだが、それを「蛭蝮嶋」と表記するのは、もともと「蛭蝮嶋」……(中略)……故云蛭蝮嶋。土地豊沃……(後略)とあったからだという。すなわち、「栲嶋」と呼ばれるようになったので、編者は「今人猶誤栲嶋号耳」の一句が挿入させたが、本来ならそれにともない、「蛭蝮嶋」も「栲嶋」に改めねばならなかったのを編者が遺失したのだという。これらの点から、田中氏は、原『出雲国風土記』の存在を想定するのだが、この条は氏の説の拠りどころとなっているので、「解説」とのかかわりでふれておくべきであろう。

151頁注29 「牧」

「牧場」というかんたんな注があるが、このようなありきたりの注釈がはたして必要だろうか。古代の牧の説明であれば、ほかに書きようがあるはず。これ以外にも、「官軍」に対する「天皇の軍隊」(41頁注12)、「神衣」に対する「神が着る着物」(401頁注34)、「烏賊」に対する「海の生物」(402頁注51)、「倦み」に対する「あきる。いやになる」(420頁注58)、「極刑」に対する「死刑」(下巻84頁注61)、「我が子孫」に対する「子子孫孫。後代の子孫に及ぶまで」(下巻37頁注19)、「御膳」に対する「天皇のお食事」(下巻33頁注23)などという注釈は、現代語訳で対応できると思う。誰でもわかるようなことを書くスペースがあれば、ほかに書かねばならぬ注がたくさんあると思う。

156頁注55 「隱岐渡千酌駅家」

卷末記に「隱岐渡千酌駅家」とあることから、この駅が紀伊国賀太駅かたのき・淡路国由良駅ゆらなどとならぶ渡津の駅家であったことがわかる。注では、養老雜令ようろうぞうりょう13、要路津濟条に「凡要路津濟不_レ堪_レ涉渡_一之_レ処。皆置_レ船運渡。依_三至_レ津先後_一為_レ次。国郡官司檢校。及差_二人夫_一。充_二其度子_一。二人以上。十人以下。每_二二人_一。船各一艘」とあることを紹介すべきではないか。ちなみに、秋本吉郎氏校注釈の日本古典文学大系2『風土記』(岩波書店、昭和三十三年四月、以下「大系本」と略する)などは、この

駅を令に規定する水駅すゐきのことと理解するが、水駅は川に沿って置かれた駅で、水路を上下する駅船の継替場所のことをいうのであって（坂本太郎『古代の駅と道』（吉川弘文館、平成元年五月二〇〇頁）、千酌駅は水駅にはあたらなない。

166頁注33 「養老元年……」

（こ）こも、『出雲国風土記』を養老年間原撰、天平五年（七三三）の再撰とみる田中卓説の根拠の一つ。田中氏は、秋鹿郡条に「惠曇陂。（中略）自_二養老元年_一以往。荷幅。自然叢生太多。二年以降。自然亡夫。都無_レ茎。（後略）」とある。「二年」を養老二年のこととし、「自_二養老元年_一以往」と「二年以降」を截然と區別する書法は、原『出雲国風土記』の撰進を養老元年とみることによつてはじめて理解できるとする。重要な論点なので、やはり、注でのコメントが必要であろう。

209頁「諸の郷より出る鉄」

注釈はないが、「出すところの鉄」とは製鉄をさすと考えてよいであろう。中国山地は、花崗岩かこうがんの風化が進み、砂鉄採取に恵まれたところであり、古くから踏鞴たたらによる製鉄が盛んであった（広島県三原市の小丸遺跡からは三世紀のものも推定される製鉄炉が発見されている）。風土記でも、仁多郡にたぐんのほか飯石郡いひいしぐんにも鍛鉄のことがみえる。「八岐の大蛇伝承」において、大蛇の尾から草薙の剣が出現するという物語は、この地方の砂鉄の精錬と関

係があるといわれている（山田新一郎「神代史と中国鉄山」『歴史地理』二九―三五六・三〇―一・二（大正六年）・松前健『日本神話の形成』（塙書房、昭和四十五年五月）ほか）。

210頁注1 「鳥上山」

注釈には所在地の注記しかないが、『日本書紀』神代紀第八段第四の一書に「一書曰。素戔嗚尊所行無状。故諸神。科以二千座置戸。而遂逐之。是時。素戔嗚尊。帥_二其子五十猛神_一。降_二到於新羅國_一。居_二曾戸茂梨之処_一。乃興言曰。此地吾不欲_レ居。遂以_二埴土_一作_レ舟。乘_レ之東渡。到_二出雲國簸川上_一所在。鳥上之峯。時彼処有_二吞_レ人大蛇_一。素戔嗚尊。乃以_二天蠅斫之劔_一。斬_二彼大蛇_一。時斬_二蛇尾_一而刃缺。即璧而視之。尾中有_二一神劔_一。素戔嗚尊曰。此不_レ可_二以吾私用_一也。乃遣_二五世孫天之葺根神_一。上_三奉於天_一。此今所謂草薙劔矣」とあり、『古事記』上には追放された速須佐之男命が「故。所避追而。降_二出雲國之肥_一〔上〕。河上。一名鳥髮地」とあり、ここで八俣の大蛇を退治した話がみえる。

226頁注34・35・36 「意宇の軍団」「熊谷の軍団」「神門の軍団」

本条は、意宇軍団・熊谷軍団・神門軍団という、出雲国内三箇所の軍団の所在についての記載である。注釈には、軍団のかんたんな説明と所在地の比定とがしるされるが、軍団そのものの解説はいささか舌足らずの感がある。養老軍防令3兵士簡点

条によれば、一戸の正丁のうち三丁ごとに一丁を点兵することになっており（天平四年八月に四分の一の点兵率に改正）、これらの兵士を組織して非常時の防衛にあてたのが軍団である。軍団は全国的に設置され、兵士一千人以上から構成される軍団を大軍団と称し、以下、六百人以上のものを中軍団、五百人以下のものを小軍団と称した。弘仁四年八月九日の官符（『類聚三代格』卷十八所収）には、九州六国の軍団数がみえるが、これによれば、筑前四、筑後三、豊前二、豊後二、肥前三、肥後四とある。諸国の郡数は、筑前が十五、筑後が十、肥前が十一、豊前・豊後八であるから、出雲国に三軍団あることその郡数（九郡）からいえば妥当（坂本太郎「出雲国風土記の価値」『坂本太郎著作集』四〈前掲〉所収、六五頁）。養老職員令79、軍団条に「軍団大殺一人。掌、檢弓馬、簡陣列事。少殺二人。掌、同。主帳一人。校尉五人。旅帥十人。隊正廿人」とあり、また、同条職員令集解所引の八十一例に「兵士満千人者。大殺一人・少殺二人。六百人以上。大殺一人・少殺一人。五百人以下。殺一人」（これは『延喜兵部式』もおなじ）とあつて、軍団の規模に応じて軍殺の数がこ

となつた。校尉・旅帥・隊正は、それぞれ二百人・百人・五十人の兵士を統領するところから、二百長・百長・五十長とも表記された（後掲計会帳参照）。各地の軍団のことは断片的な史料にみえるが、風土記の以下の記載は、一国の軍団すべてについて

風土記の注釈について（荆木）

てその名称・所在地のわかる稀有の事例として貴重。坂本氏は、三軍団の所在地について、その位置が郡家と一致するのは意旨軍団だけである点に留意し、二つの軍団がともに相隣る二郡の境界近くにあることは徴兵管下の諸郡よりなるべく便利のよい地点をえらんでおかれたのではないかと推測する（前掲論文、六五頁）。

なお、出雲国の三軍団に関しては、天平六年度の『出雲国計会帳』に、衛士えしの交替などのことを記した文書のがみえていゝ。参考までに列挙しておく、まず、意旨軍団については、天平五年（七二八）九月六日の官符に「熊谷団兵士紀打原直忍熊、意旨団兵士蝮部臣稲主、出射馬槍試練定却還状」（『大日本古文書』一一五九三）、同五年十二月十六日の官符に「一十六日進上意旨郡兵衛出雲臣国上等参人勘五〇籍事」一同日進上兵衛出雲臣等参人事 右二条、附朝集使掾從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂進上」（同上二一五九九）、同六年（七二九）四月八日の官符に「一八日進上衛士逃亡并死去出雲積首石弓等参人替事右、意旨軍団二百長出雲臣広足進上」（同上二一五九九）、熊谷軍団については、さきの天平五年九月六日の官符のほか、同六年七月二十六日の官符に「一廿三日進上衛士私部大嶋死去替事右附熊谷軍団百長大私部首足国進上」（同上二一六〇〇）、神門軍団については、天平五年十一月二十四日の官符に「一廿日進

上勝部建嶋二目盲替事 右、差神門軍団五十長出雲積友麻呂充部領□□(同上―一九九九)、同六年四月二十日の官符に「一廿日進上衛土勝部臣弟麻呂逃亡替事 右附神門軍団五十長刑部臣水刺進上(同上―一九九九) などがある。

226頁注37・38・39・40「馬見の烽」「土掠の烽」「多夫志の烽」「布自枳美の烽」「暑垣の烽」

天平五年(七三三)二月に勘造された『出雲国風土記』には、意宇郡・嶋根郡にそれぞれ暑垣烽・布自枳美烽の記載があるが、それとは別に、卷末記のこの部分には馬見烽以下、国内五カ所の烽が列挙される。注釈は、例によって、烽の所在地の比定のみを記すが、じつはこの烽の記載については問題がある。風土記と同じころ作成された『出雲国計会帳』には、天平五年(七二八)九月条に①「同日〔二十七日〕出雲与神門式郡置烽三処申送事」、同六年(七二九)二月条に②「出雲国与隠伎国配置烽状」、同六年三月条に③「置烽期日辰放烽試互告知隠伎共試状」という、やはり出雲国内の烽に関する記載がある。これらの記事で問題となるのは、『出雲国風土記』出雲郡条にみえる馬見烽・多夫志烽、神門郡にみえる土掠烽の三烽と、①にみえる三烽との関係である。坂本太郎「出雲国風土記について」の二、三の問題(『坂本太郎著作集』第四卷〈前掲〉所収)・瀧川政次郎「律令時代の国防と烽燧の制」(『法制史論叢』第四冊、

昭和四十三年十月)のように、天平五年(七二八)二月の時点で存在した三烽に加えて、さらに同年九月に三烽が設置されたとみえることもできようが、関和彦氏は「出雲・神門郡の空間に六烽が存在したとは考えにくい」(『古代出雲国の烽』シンポジウム「古代国家とのろし」宇都宮市実行委員会・平川南・鈴木靖民編『烽』と「ぶひ」の道(青木書店、平成九年十二月)所収)とする。田中卓氏は、この点について、馬見・多夫志・土掠烽が『出雲国風土記』完成のちおなじ年の九月に設置されている点に注目し、風土記の記述はのちに増補されたものだとする(田中卓「出雲国風土記の成立」『田中卓著作集』第八卷〈前掲〉所収)。たしかに、馬見・多夫志・土掠三烽のことは本文にみえず、卷末記のみにもえることを考えると、この説も捨てがたく、田中氏は、これを『出雲国風土記』再撰説の根拠の一つとしているほどである。しかし、関氏によれば、卷末記の軍事関係の記事には一つの特徴があり、意宇郡家・国庁に附随した意宇軍団を除き、防衛という認識にもとづき、遠方より記載するという方針がみられるという。三烽を追記すれば、増補者がこうした風土記勘造者の方針に留意し、布自枳美・暑垣烽のまにに三烽を挿入したことになるが、そこまでは考慮したとは考えがたいという。また、関氏によれば、五烽の名称は、漢字二文字が三例、三文字・四文字がそれぞれ一例あるが、『出雲国風土記』にみえる官(国

家)に属する(組織)は神社を除きすべ漢字二文字で表記されており、多夫志・布自枳美烽は異例であるという(馬見・土掠・暑垣はたまたま二字で表現されたと考える)。関氏は、こうした、「官」的名称統制がなされていない事實は、たんに名称にかかわるものではなく、烽の性格を反映していると考え、『出雲国計会帳』にみられた天平五年(七二八)九月の「出雲与神門式郡置烽三処」は土掠・馬見・多夫志烽の、布自枳美・暑垣烽への国家的編成(設置)を物語っていると理解し、『出雲国風土記』編纂段階における烽は、律令以前の出雲国造時代の系譜をもった烽であると想定している。

347頁

「久松潜一『風土記』(朝日古典全書)」は「久松潜一『風土記』下(日本古典全書)」の誤り。

348頁7・8行目

『出雲風土記』は『出雲国風土記』の誤り。

『播磨国風土記』

354頁注1「賀古郡」

注釈は「底本三条西家本は、巻首と賀古郡冒頭が欠損している」と記すが、「解説」では「この風土記の古写本であり唯一の伝本である三条西家本は、冒頭記事賀古郡より前の記事が切断

されているため明石郡の記事を欠いている」と、脱落部分に明石郡(風土記ではおそらく「赤石郡」とあったはず)の記事もふくまれていたとする。いずれの記載が正しいのか。

354頁注4「一鹿」

『播磨国風土記』には、この話をはじめ、鹿にかけて地名の由来を語る伝承が数多くみえているので、それらについて言及する必要がある。いまそれらをすべて示すと、a 賀古郡(郡名)、b 同郡(日岡)、c 飭磨郡(郡名)、d 揖保郡(伊刀嶋)、e 同郡(香山里)、f 讃谷郡(郡名)、g 同郡(笠戸)、h 穴末郡(郡名)、i 託賀郡(都麻里比也山)、j 賀毛郡(鹿咋山)、の十例である(『肥前国風土記』のk 松浦郡遇鹿駅も類例である)。岡田精司「古代伝承の鹿」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』上(稿書房、昭和六十三年一月)所収)によれば、鹿(ニホンジカ)の毛色の変化や角の生長・脱落が稲の季節と対応していることから、稲を中心とした農耕儀礼にかかわるものとして神聖視される風があったという。そして、鹿の姿をみたり、声を聴いたりすることは、稲作にかかわる秋の首長儀礼であり、稲魂の増殖にかかわる一種のタマフリ(霊力のあるものをみるのが生命力を強化するという光明面の信仰)と考えられるという。岡田氏によれば、風土記に語られる鹿にかかわる地名伝承のなかに、土地の神または大王が鹿と出会ったり、鹿の声を聴いたことをもつ

風土記の注釈について(荊木)

て土地に命名している例（e・h・jおよびkが前者の例、b・c・iは後者の例）が目立つことも、土地の精霊としての鹿をみたり、その声を聴いたりすることが、その土地の支配権にかかわっていたことを示すのであって、とくに、e・hのように、土地の神の「国占め」の際に、鹿と出会ったことで土地に命名している例があることは、鹿の姿をみる、声を聴くという行為に呪術的な意義があったことをうかがわせるという。こうした、風土記内での関聯記事との有機的な関係や、文献としての本質的な解釈にかかわる説明を施してこそ、古典の真の注釈ではあるまいか。

355頁注11

ここをふくめ、「播磨国風土記」の注釈で何度か引用される「風土記研究例会記録」のような、ONJでもヒットしないような稀観資料については、「解説」でなんらかの説明が需められよう。また、「例会記録」何号からの引用か明記も必要である。ご存じないかたのために、申し添えておくと、ここにいう風土記研究会は、吉永登・秋本吉郎・小島憲之・田中卓の四氏が発起人となって昭和二十九年（一九五四）十一月に発足した研究会のことで、昭和六十一年（一九八六）に植垣節也氏の呼びかけで発足した風土記研究会とは別の組織。当時、田中氏の勤務先であった大阪社会事業短期大学で定期的に例会がもたれ、

毎回の記録を整理したものを「風土記研究例会記録」として発行した（二一号まで継続刊行。第一・二回の分は「風土記研究会例会要旨」が正式な名称で、念のためいうと、第一回分はこの「要旨」が二種ある）。

355頁注16 「供進」

注釈は「天子に献上する。「又遽簡閱以供進是」（『北史』王世充伝）。……」と書くが、ここでなぜ『北史』を引用するのか、よくわからない。「供進」の用例なら、養老職員令ほかに国内の文献にいくらかでもあるので、こちらのほうが適切であろう。第一、「北史」の用例は『隋書』の記事をそのまま利用したもので、どうしても中国の典籍を引きたいのなら、『隋書』のほうを紹介すべきである。

356頁 「出雲の臣比須良比売」

『続日本紀』延暦十年（七九二）十一月六日条に「授播磨国人大初位下出雲臣人麻呂外從五位下。以獻二稻於水兒船瀬一也」とあるなど、播磨国には出雲臣が分布していたことにもふれるべきであろう。出雲国と播磨国の交流が深かったことについては、播磨郡播磨御宅条・揖保郡佐比岡条・讃谷郡笠戸条など参照。この点には、拙稿「播磨と出雲」(拙著『風土記研究の諸問題』(国書刊行会、平成二十二年三月)所収)でも詳しくのべている。

357頁「襜褕」

注釈はないが、加古川市の日岡古墳群の日岡丘陵に位置する襜褕がこれにあたりとされている点を逸してはならない。

358頁「印南の大津江」

これも注記がない。「印南いなんの大津江おおつえ」とは、おそらく、加古川（風土記の印南川）河口附近の港をいうのであろうが、『日本書紀』応神天皇十三年九月条にみえる「播磨鹿子水門」、『続日本紀』延暦八年（七八九）十二月八日条にみえる「水児船瀬」は、これとおなじ場所を指していると思われる。なお、『続日本紀』天応元年（七八二）正月二十日条に「授播磨国人大初位下佐伯直諸成外従五位下。以猷あへつ稲於造船瀬所一也」とある。「造船瀬所」は、風土記にみえる阿閉津・榭津・印南の大津江・赤石郡の林潮（以上、賀古郡）や宇須伎津・御津・室原泊を管掌した機関かも知れない。瀬戸内海に面した播磨国沿岸部については、港津についての記載が多いので、なんらかの言及が必要であろう。

359頁注50「駅家の里」

ここにいう駅家は、賀古駅家を指すはずなのに、注釈では「加古川市野口町」と所在地のみ記す。賀古駅については、延喜兵部式83、山陽道駅馬条に「播磨国駅馬（中略）賀古卅疋」とある。駅馬四十疋は、全国最大。養老厩牧令16、置駅馬条に

風土記の注釈について（荊木）

は「凡諸道置二駅馬一。大路廿疋。中路十疋。小路五疋。（中略）

毎レ馬各令二中戸一養飼」とあり、また、同田令33駅田条「凡駅田。皆随近給。大路四町。中路三町。小路二町」とあることから判断すれば、駅馬四十疋に対しては四十戸の駅戸、四町の駅田が必要であった。「駅家里」のように、駅家の名を冠する里があることは、賀古駅家が規模な施設であったことを示している。なお、賀古駅の位置については、『日本往生極楽記』に「我はこれ播磨国賀古郡賀古家の北の辺に居住せる沙弥教信なり」とあり、『後拾遺極楽記』にこれを貞観八年丙戌八月十五日夜半のことと記していることから、現在の加古川市野口町野口に現存する教信寺の南側にあったと推定され、同寺の南に位置する「駅ヶ池」に南接する古大内遺跡（野口町古大内字中畑）に比定する説が有力である（『加古川市史』第一巻〈加古川市史編さん専門委員、平成元年三月 四一七～四二六頁〉）。

360頁「讃岐の国羽若」

羽若は「和名抄」にも「阿野郡羽床郷」とみえ、旧綾歌郡綾南町（現香川県綾歌郡綾川町）羽床上・羽床下として名をとどめる。注記が必要などころであろう。石材をわざわざ讃岐にもとめた伝承は、播磨と讃岐の海を越えた交流の一端を示す記事として興味深いので、この点にふれる必要もあろうか。

360頁注18「聖徳王」

注釈は「推古天皇の摂政、聖德太子」とのみ記すが、これは厩戸王を「聖德」と書いたもとも古い用例なので、それをいうべきであろう。

360頁注32「私部弓取」

注釈は「皇后のために置かれた部民」とのみ記すが、これは部としての私部きさへの説明であって、人名としての私部弓取の説明になっていない。新編全集本の頭注を抄出したのであろうが、抄出のしかたが拙劣で原意を損ねてしまっている。

360頁注33「他田」

注釈に「姓氏録」に膳臣と同祖とする」とある。風土記のこの条の理解に「他田」という氏族の由来が必要だとは思われない。どうしても「新撰姓氏録」を引くのであれば、「新撰姓氏録」和泉国皇別に「膳臣同祖」とあり、膳臣は同じく和泉国皇別に「阿倍朝臣同祖。大鳥膳臣等。并大彦命之後」とある」とても書かないと、祖先が具体的に誰なのか、読者には見当もつかないであろう。

362頁「讚芸国」

361頁「含藝の里」が「藝」であれば、こちらも「讚藝国」とすべきであろう。479頁の原文には「讚藝国」とある。

366頁注16「これに依りて罪を赦したまへきと……塩代の塩田」

注釈に「罪を贖うために塩田を献上した、の意」とあるが、

その程度の解説ならば、現代語訳をみれば理解できる。したがって、これは不要。それよりも、ここは類話をあげるべきであろう。贖罪とくざいに土地や子女を貢納して罪を免れる話は、『日本書紀』仁徳天皇四十年是歳条に「即將レ殺レ阿俄能胡。於是阿俄能胡。乃献三己之私地。一請レ贖レ死。故納三其地一赦二死罪。一是以。号二其地一曰三玉代。」とあり、また、履中天皇即位前紀にも「則吾子籠愕之。献二己妹日之媛。一仍請レ赦二死罪。一乃免之。其倭直等貢二采女。一蓋始二于此時一歟。」とあり、ほかにも雄略天皇三年八月条には葛城かみろ大臣が死罪を贖うために娘の韓媛からひめと葛城の家七箇所を奉ろうとして許されなかった話や、安閑天皇元年閏十二月条には、三嶋の県主であった飯粒いひぢりが大伴金村に子の鳥樹とりぎを献上して僮豎とじむわとしたことなど、その例が多い。なお、『日本書紀』仲哀天皇八年春正月己卯朔壬午条には「幸二筑紫。一時間県主祖熊鱈。聞二天皇之車駕。一予拔二取五百枝賢木。一以立二九尋船之舳。一而上枝掛二白銅鏡。一中枝掛二十握劔。一下枝掛二八尺瓊。一参二迎于周芳沙摩之浦。一而献二魚塩一地」と岡山主が天皇に塩地を献上した話がみえる。むしろ、すべては紹介できないであろうが、『日本書紀』に類話が散見することぐらいを書くスペースはあると思う。

369頁注31「庚寅の年」

持統天皇四年（六九〇）にあたり、前年閏八月より飛鳥浄

御原令の戸令にもとづくはじめの造籍が全国的におこなわれ、この年九月に完成したことは(いわゆる庚寅年籍)、おおむね注釈の記すとおり。ただ、ここにみえる里名の改正が、このときの造籍と連動したものと考えられることにも言及する必要があるし、おなじ『播磨国風土記』では揖保郡越部里条・揖保郡少宅里条に、また、『常陸国風土記』では香島郡神戸戸条に關聯記事がみえることも注記すべきである。

370 頁注 43 「海を泳りて」

注釈は「上代に「およぐ」の確例がない。ここでは「くくり」と訓む」とだけあるが、家島諸島の男鹿島では近世にも多数の鹿が棲息していたことを紹介すべきではないか。この伝承は、鹿が海を泳ぎ渡るといふ知見をもとにしていると考えられる。鹿が海を泳ぐ習性をもっていたことは、『撰津国風土記』逸文の夢野条や『日本書紀』応神天皇十三年九月条の髪長媛入内伝承の異伝などからうかがうことができる。なお、揖保郡伊刀嶋条にも、本条とほぼ同じ内容の説話がみえる。

372 頁 「馬の墓」

注釈はとくにないが、桃崎祐輔「古墳に伴う牛馬供犠の検討」(『古文化談叢』三一、平成五年十二月)や松井章・神谷正弘「古代の朝鮮半島及び日本列島における馬の殉殺について」(『考古学雑誌』八〇—一、平成六年十二月)が、豊富な考古学実例をあ

風土記の注釈について(荊木)

げて指摘するように、古代の朝鮮半島および日本では馬の殉殺・殉葬の風習が広くおこなわれていた。これは、五世紀ごろ朝鮮半島から馬と馬をめぐる文化複合(飼育・増殖・調教・騎乗・運搬・耕作・肉食・儀礼・信仰など)として渡来系集団によってもたらされ、のちには彼らと交渉のあつた近隣の在来集団にも受容されたと考えられるので(平林章仁『三輪山の古代史』(白水社、平成十二年六月)一六〇頁)、ここでもふれる必要がある。

377 頁注 24 「土師弩美宿禰」

注釈は「土師氏は土器などを作ることを職とした氏族」とある。当たらずとも遠からじといった注だが、土師氏は天皇や皇族のために古墳を築き、埴輪を焼いて、喪葬に奉仕することによってヤマト政権に奉仕していたのであつて、葬喪関係の職掌を負っていたことを書くべきであろう。

380 頁注 22 「額田部連久等々」

注釈に「古事記によれば額田部湯坐連は天津日子根命を祖とする氏族」とあるが、まず問題なのは、どうして額田部連氏の説明に額田部湯坐連氏を持ち出すのか。額田部連氏の祖先を説くのであれば、『日本書紀』神代上、第七段の一書に「次天津彦根命。此茨城国造。額田部連等遠祖也」とあるのを引くべきであろうし、のちに宿禰姓を賜った額田部宿禰氏については、『新撰姓氏録』右京神別上・山城国神別・撰津国神別にそれぞれ

れ「額田部宿禰。明日名門命三世孫。天村雲命之後也」「額田部宿禰。明日名門命六世孫。天由久富命之後也。」「額田部宿禰。同神〔角凝魂命〕男。五十狹経魂命之後也」という記載がある。新編全集本のこの部分を見ると、直前の「出雲の御蔭の大神」に注して「額田部の連久等々に祈らせた」とあるので、額田部一族の祖神で、天の御影の命を指すか、という敷田年治の説がある。『姓氏録』に「額田部湯坐^{湯坐}連^連天津日子根の命の子、明立天の御影の命の後なり。」（五六―五七頁）という説明を施している。これなら、額田部湯坐連氏を持ち出す理由もよく理解できるのだが。

384頁注24 「教令」

注釈は「律令用語。訓令」とする。これは、新編全集本の注を踏まえたものだと思う。唐律疏議^{とうりつしゆぎ}では、擅興律^{せんきうりつ}11・戸婚律^{ここんりつ}46には「教令」が命令の意で用いられているので、誤った説明とはいえないが、賊盜律^{ぞくとうりつ}15・鬪訟律^{とうそうりつ}11の「教令」は教唆^{せうさ}、すなわちそそのかすことを云うので、注釈はいささか厳密を缺く。ちなみに、風土記には律令用語が、後掲の『筑後国風土記』逸文の「警井君」条をはじめとしてかなりみえるが、注釈が附くのがこれだけというのは不可解。

384頁注28 「神人腹の太文」

注釈は「姓氏録」に「大國主命五世孫、大田々根子命の後

なり」とある」と書く。『新撰姓氏録』撰津国神別の「神人」条のことであろうが、河内国神別・未定雑姓^{みていざつせい}（和泉国）にもそれぞれ「神人。御手代首同祖。阿比良命之後也。」「神人。高麗国人、許利都之後者。鬼不^{おに}」とある。また、本書では「神人腹の太文^{おほふみ}」とするが、『播磨国風土記新考』は「文」を衍とみて「神人」を氏族名、「腹太」を名とみて「神人腹太」と解釈する（二六三頁）。古典大系本は「神人腹太文」とし、左傍に「ふくたのあや」と傍訓し、「腹は氏の名か。『出雲国に上腹首がある（一一頁）。或は腹太が氏の名か。続紀に大和国人腹太（フクタ）得磨が見える。』古典全書本は「神人腹の太文」と訓むものの、頭注で「其の名の訓は判然としない」（二三九頁）とする。また、新編全集本は、「神人腹太文」（六三頁）としているが、「神人」を氏族名と理解していたかどうかは頭注による限り不明。いずれにしても、解釈が定まらない人名だけになんらかのコメントのほしいところである。

385頁注36 「大帯日売命」

注釈はただ「神功皇后」とのみ注記するが、直後には「息長帯日売命」とあるので、二つの表記のちがいについてはぜひとも言及すべきであろう。『続日本後紀』承和十年（八四三）四月二十一日条に「神功皇后之陵^{神功皇后之陵}」とあり、『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）二月十五日条にも「大帯日姬乃彼新羅人

「乎降伏賜時尔」とあり、また『住吉大社神代記』にも「一带須比女之命」（一は大の誤記か）とあるので、ここにもいうおたたらひのあまのみこと大帯日売命は神功皇后の別称と考えてよからう。塚口義信氏つかぐちよしのぶ

によれば、記紀に語られる神功皇后に関する伝説は、古くから朝廷に伝えられていた朝鮮半島南部平定の物語に、海神信仰にもとづくオホタラシヒメの伝承やオキナガヒメを主人公とする息長氏の伝承などが習合し、さらに七く八世紀に古代天皇制のイデオロギーによる潤色を経て、やがて記紀に定着したものであるという。ところが、記紀とは直接の関係をもたない『播磨国風土記』に、神功皇后の別称としてオホタラシヒメの名が示されていることは、神功皇后の名で語られている説話が、本来、オホタラシヒメを主人公とする伝承であったことを示唆している。記紀のオキナガタラシヒメという名も、このオオタラシヒメの伝承がオキナガヒメの伝承と習合する過程で生まれた後代的な名であった可能性が大きい。塚口民によれば、神功皇后の名で語られている説話が、播磨国の海岸沿いに分布しているのも、『八幡宇佐宮御託宣集』などに香椎宮かひづのみやの祭神としてみえるオオタラシヒメにまつわる伝承に、海神信仰的要素が濃厚にみられることと思想的に一致しているという（『大帯日売考』『神功皇后伝説の研究』（創元社、昭和五十五年四月）所収）。

ちなみに、『常陸国風土記』茨城郡にみえる「息長帯比売天

風土記の注釈について（荊木）

皇」などについても、たんに「神功皇后のこと」（32頁注16）というような、表面的な語注にとどまるのは遺憾である。

389頁注77 「川原若狭」

注釈は「姓氏録」によると、「広階連と同じき祖。陳思王植の後なり」とある」とする。栗田寛の注をそのまま採ったのであろうが、川原氏には「忌寸」姓のものや無姓のものも存したし、『新撰姓氏録』摂津国皇別には火焰王ほのおのみことの後とされる、非渡来系の「川原公」もみえるので、ここにも「川原若狭」がいずれにあたるのかは判断がむづかしい。

393頁注15 「黄連」

注釈には「薬草」とだけあるが、延喜典藥寮式えんぎてんやくさうしき2臘月御薬条・86美作年料雜薬条などを引くとか、『伊呂波字類抄』に「黄連ワウレン亦カヒナクサ」とあるのを引くとか、もう少し情報ほしいところである。ほかにも、清熱・止瀉ししゃ・消炎・解毒などの作用があり、出血・下痢・赤痢・胃病などに効くという効能を書くことも必要であろう。『播磨国風土記』は、『出雲国風土記』とならんで薬草が頻出するが、もう少し説明に工夫がほしい。

395頁注45 「引船山」

船を山中で造り、完成後に引き下ろすことは、『日本靈異記』下巻、憶持法花経者、舌著曝髑髏中不朽縁、第一に「逕二送一

年一。熊野村人。至二于熊野阿上之山。伐レ樹作レ船。(中略)後
歴二半年一為レ引船レ人入レ山。聞レ説レ経音猶不レ止」と類例
があるので、紹介すべきか。なお、『肥前国風土記』曰理郷の
郷名の由来譚にみえる「船山」(下巻74頁注10)もこのたぐ
いか。

409 頁注2 「大人」

巨人伝説にふれているのはいいことだと思いが、風土記の注
釈書であれば、『常陸国風土記』那賀郡の大櫛の岡の類話に言
及すべきであろう。

410 頁注13 「天目一命」

216 頁注18 「目一つの鬼」において『播磨国風土記』の「天目
一命」に言及しているので、こちらにも『出雲国風土記』大原
郡阿用郷を参照せよとの注記は必要であろう。

413 頁注45 「大甕」

古典の理解のためには、やはり類話の例示がもとめられること
ろ。国境に甕をすえて神を祭る、いわゆる境界祭祀については、
『古事記』孝靈天皇段に、大古備津日子命と若建古備津日子命と
が、針間(はりま)の氷河の前に、忌瓮(いむべ)を据えて、針間を道口(みちのくち)として、吉
備国を言向け(ことわ)したことがみえ、「日本書紀」崇神天皇十年九月
条に「復遣二大彥与和珥臣遠祖彦国葺。向二山背。擊二埴安彦。
爰以二忌瓮。鎮二坐於和珥武診坂上。則率二精兵。進登二那羅

山二而軍之」という類話がある。

414 頁注5 「品遲部」

注釈では「当麻の品遲部の君前玉」の「品遲部」だけを取り
上げて「古事記」垂仁天皇の皇子、本牟智和氣玉の御名代と
して品遲部を定めたとある。その部民であろう」という説明を
加えている。しかし、ここで必要なのは品遲部君氏の解説で
あって、品遲部が本牟智和氣玉の名代にもとづくものであるこ
とはそのとおりのだが、品遲部君氏はその伴造氏族をいうの
だから、この注釈の書き方は誤解を招く。ちなみに、当麻品遲
部君氏という複姓については類例がなく不明。

418 頁注40 「日向の肥人」

注釈は「南九州を本拠とする人々」とあるのみでいささか喰
い足りない。肥人は「ヒヒト」「ウマヒト」「コエヒト」などと
訓む説もあるが、西大寺本『最勝王経』が土地の肥沃を表現す
る動詞「壤濃」に「コマダツ」「コマヤカ」の訓みを与えてい
ること、『石義抄』にも「肥」を「コマカ」と訓んでいる例が
あることから判断して「コマビト」と訓むのが正しい。この肥
人については、「肥の国の人」と解する説もあるが、ここでは
日向の肥人と称しているので、「肥」を肥国の意味にとるのは
むづかしい。井上辰雄氏の指摘するように、肥人は駒との結び
つきが強いことから、隼人のなかで駒の飼養にあたっていた部

族をいったものである(『隼人と大和政權』(学生社、昭和四十九年二月)一〇五一―一二頁)。

421頁注5 「阿波の国和那佐」

注釈は「延喜式」神名帳阿波国に「和奈佐意富曾神社」がある」とのみ記すが、ここは和那佐の位置を的確に示すことのほうが大切なはず。古典大系本のように、まず「徳島県海部郡海部町鞆浦の古名」(三四八頁)と書くのが妥当。「倭名類聚鈔」に阿波国那賀郡の郷として「和射」がみえることや、「平城宮出土木簡概報」二七に「長郡和社里」とみえることをあげ、那賀郡の郷(里)名であることがわかるような情報を提供すべきところか。

424頁注4 「国造」

注釈は「先代旧事本紀」に、針間国造は稲背入彦命の孫伊許自別命とする」とのべる。ここにいう「国造」は、本条が明石郡の逸文であることを考えると、明石国造を指すと考えたほうがよいのではあるまいか。同国造については、「国造本紀」に「明石国造。輕嶋豊明朝御世。大倭直同祖。八代足尼児都弥自足尼。定賜国造。」とある。古典大系本が指摘するように(四二八頁)、ここにみえる石坂比売命は明石国造の同族であろう。

風土記の注釈について(荊木)

424頁注11 「其の土を天の逆鋒に塗りて」

注釈は「赤く塗って船の前後に逆さに立てた矛」と文意のみあげるが、ここは赤土を塗ることの呪術性にふれておきたいところである。「日本書紀」神代下、第十段第四の一書にも、兄の火酢芹命が弟の火折尊の威力に屈した際に、禰をし、赤土を掌に塗り顔に塗ったという話がみえるし、神武天皇記で「大物主神が勢夜陀多良比売に婚するために丹塗りの矢と化した話、『萬葉集』巻九にも「さ丹塗りの小船を設け」という表現がある。これらは、古墳石室の壁面を赤色に塗布したり、丹塗りの土器・木製品の出土例とも相俟って、赤色を塗布することとに呪性がふくまれていたことを示している(齋藤忠『古典と考古学』(前掲)一三二―一三五頁)。

425頁「明石の駅家」

注釈はない。しかし、明石駅のことは、高山寺本『和名類聚抄』にも駅名がみえる。「菅家文章」仁和四年(八八八)条に「播州明石駅」、「菅家後集」昌泰四年(九〇二)条に「明石駅亭」、「時範記」承德三年(一〇九九)二月十一日条にも「明石駅家」とあり、十一世紀にこの駅が存続していたことが知られる。なお、現存本『播磨国風土記』にはこのほか、賀古郡賀古駅家・揖保郡邑智駅家についての記載があるので、明石駅家についても注記が望まれる。

499頁「播磨国風土記」解説

『播磨国風土記』編者の候補者として大石王のみをあげているが、新編全集本は和銅五年（七二二）七月当時、播磨大目だった渡来系さびまんのりうちの楽浪河内を「最も有力」としている（五九八頁）。大石王説を採るにしても、有力な先行学説は紹介してもよいのではあるまいか。

『豊後国風土記』

26頁「駅は玖所」

本書は概して駅の記述についての説明に乏しいが、それでは国内の交通路についての知識が得られない。『豊後国風土記』でいえば、各郡の記述から、日田・球珠・直入・海部・大分の五郡にそれぞれ一駅、大野・速見二郡にそれぞれ二駅あったことがわかる。こうした駅の総数は、延喜兵部式えんぎひょうしき85、西海道駅伝馬條に、「豊後国駅馬 小野十疋 荒田・石井・直入・三重・丹生・高坂・長湯・由布各五疋。（後略）」とあるのに一致し（高山寺本『和名抄』もほぼおなじ）、風土記が撰進された八世紀段階から十世紀に至るまで、豊後国の駅数は一定していたことがわかる。

30頁注1「垂水」

写本の字は垂氷あるが、字形の相似から、「桑木」と校訂す

る説が多い。当地に桑のついた地名は、荻町桑木・直入町長湯の桑畑・竹田市会々あひあひの旧七里村桑木原など多いので、あるいは「桑木」としたほうがよいか。

33頁注1「白水郎」

『萬葉集』卷十六に「豊後国白水郎あま歌一首」として「紅に染めてし衣雨降りてにほひはすともうつろはめやも」（三八七七）とあるのは、あるいは当郡の白水郎と関係があると思われるので、この頁のように下欄に餘白がある場合は、こうした注記を盛り込めば読者の役に立つと思う。

33頁注2「朱沙」

「朱色の顔料にする沙土」としか説明がないが、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）九月乙酉二十八日条に「予近江国一献二金青。（中略）豊後国真朱」とみえるのはこの丹生郷産出のものではあるまいか。ここもずいぶん餘白もあるので、これくらいの情報は書き込んで如何。

35頁「寺は式所なり」

これについては、注記がない。天平十三年（七四二）勅命により国分寺が建立されたが、これらの寺院はそれ以前の寺と考えられ、当時の遺物が出土する金剛宝戒寺こんごうほうがいじ旧所在地と、永興寺えいこうじ旧所在地の二か所にあった可能性は大とされているので、これについてもふれるべきか。

37頁注14 「頸の峯」

以下の伝承については若干解説が必要であろう。鹿は、狩猟が中心であった時代には、重要な食料であったが、農耕の発展にともない、田を荒らす害獣となる。しかし、田の主人に服従することによって、田の豊饒を予祝する存在と化していく。この伝承は、害悪をなす神が祭られることによって、一転して守護霊としての威力を発揮する例。なお、鹿と稲作の関係については、『播磨国風土記』賀古郡条を参照すべきことも注記の必要がある。

「肥前国風土記」

68頁 「肥前国は、本、肥後国と合せて一つの国為りき」

注釈はないが、この冒頭に掲げられた「火の国」の名称の由来を語る伝承は、『釈日本紀』十の引く「肥後国風土記」逸文とほぼ同文。このことは、これらの風土記が一括して編纂された徴証の一つとされる。

74頁注2 「海部直鳥」

注釈では「新撰姓氏録」左京神別に「但馬海直。火明命之後也」とある史料をあげる。新編全集本に做った解説であろうが、ここにいう海部鳥が但馬海直氏だという保証はなく、こういう書き方は読者を惑わせる。

風土記の注釈について（荊木）

75頁注11 「物部若宮部」

注釈は「経津主の神の分祠を立てるための物部の人びとを若宮部というのであろう。新羅征討軍編成のためにこの地方の人びとも動員されて、鎮神としてフツヌシの神が祀られた」と書くが、じゅうぶんとはいえない。本書でも同頁の注8でふれているように、『日本書紀』推古天皇十年（六〇二）春二月己酉朔条に「来目皇子為レ撃ニ新羅將軍。授ニ諸神部及国造伴造等并軍衆二万五千人。」とある。これによれば、このときの来目皇子の率いる軍隊のなかに「諸の神部」と呼ばれる集団のいたことがわかるのであって、これは、その名称より推して、なんらかの神祭りに従事する職能集団であったと考えられる。遠山美都男氏の指摘するように、本条にみえる「物部若宮部」はこの集団の一部であった可能性が大きい。このことにふれないと畫竜点睛を缺く。

79頁注9 「人形・馬形」

「人馬の身代わりとして供える土偶・埴輪」と注釈は書くが、この条では、シャーマン的な土蜘蛛の女性二人が祭祀をおこなうということとともに、馬形と祭祀が不可分であることを説かねばならない。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）二月十六日条に「乙卯。奉ニ神服於天下諸社。（中略）每ニ社男神服一具。女神服一具。其太神宮及月次社者。加之以ニ馬形并鞍。」と

あつて、諸社に馬形と鞍を奉じたことがみえ、「皇太神宮すうたいてんぐう儀式帳ぎしきちやう」にも神財に「土馬」や「鞍」が散見する。これらは、「肥前国風土記」にみられる原始宗教のなかにあらわれる一つの形態が奈良時代以降に伝承されたものと考えられる（齋藤忠吉典と考古学）（前掲）二四四～二四九頁参照）。

81頁注28 「褶振の烽」

本書では、この部分の原文を「烽家名曰褶振烽」とするが、読み下し文・現代語訳ではなぜか「烽の処の名を褶振の烽と曰ふ」「烽の処の名を褶振の烽という」とする。おそらくは、太田晶二郎説により、「烽処」に意改したのであるが、この意改については議論がある。近年、栃木県宇都宮市郊外の飛山城とひやまじやう跡から、底部内部に「烽家」と墨書された九世紀代の須恵器すゑきが出土した。これによって、猪熊本などの『肥前国風土記』の「烽家」を記載を正しいとする説が有力になりつつある。ただし、①猪熊本には「処」とあるべきところを「家」に誤った例が二例あること、②養老軍防令71、置烽処条や天平六年「出雲国計会帳」には「烽処」の用例があること、などから判断すると、やはり、「烽処」と意改すべきか。

84頁注57 「就中」

注釈に「風土記で他にみえない用語」とあるが、風土記にはなくとも「就中」自体は古代の文献ではさほど珍しい用語とは

いえず、わざわざ注記して読者の注意を喚起する意味がよくわからない。

85頁「木綿」

松浦郡値嘉郷の物産を記したなかに木綿がみえる。『萬葉集』に「肥人の額髪結へる染木綿の染みにし心我れ忘れめ（一ははち）」（二四九六）とあつて、肥人（隼人の一部族）に額の前髪を木綿で結ぶ習慣があつたことがわかる。また、隼人司に属する隼人は赤白の木綿を身につけて朝儀に列している（延喜隼人式1、大儀条）。値嘉嶋の特産物の木綿はこうした隼人の習俗と関聯があるか。なお、他の物産についても、書くべきことは多いように思う。

85頁注70 「容貌隼人に似て」

「南九州の土着の人。大和朝廷は異種族とみなした」とある。しかし、そうした、表面的な説明よりも、小近の候補にあげられる小値賀嶋おぢかじまの黒島には、弥生時代中期から古墳時代後期におよぶ神ノ崎古墳群があり、約三十基の古墓は、薩摩隼人の地域に分布する地下式板石積石室墓であることを紹介したほうが（森浩一『考古学と古代日本』（中央公論社、平成六年三月）一四二頁）、この部分を読み解くためにはどんなにか有益であろう。

風土記逸文

逸文については、本書は、古風土記でないものまでひろく蒐めて注釈を施している。しかし、筆者としては、古風土記逸文以外にはあまり興味がわかないし、第一、本書でこれをわざわざ取り上げていることの意味も理解しかねる。それゆえ、逸文の注釈についてのコメントは、最低限にとどめることにしたい。

136頁注2「賀茂県主」

注釈には「県主は地方首長。県は朝廷と密接な関係を有し、祭祀集団とも」とあって、県・県主について書くが、これも的外れな解説。ここは逸文本文に「妹、玉依日子は、今の賀茂県主等の遠つ祖なり」とあることからわかるように、「賀茂県主」は氏姓として使われている。賀茂（鴨）氏は、山城国愛宕郡賀茂郷に居住する氏族で、その氏名は居住地に因んだものである。県主の姓は、賀茂氏がもと葛野主殿県主といわれ、主殿の職を世襲していたことから、職名がそのまま姓に転じたものである。ここで県主について説明するならば、この点を書く必要があるだろう。

136頁「下部、伊吉の若日子にトへしむ」

彦岐に彦岐直・伊吉島造の同族の下部が居住し、神祇官において卜兆を掌っていたことは養老職員令1、神祇官条や延喜臨時祭42、宮主下部条にみえている。若日子なる人物については、

風土記の注釈について（荊木）

彦岐の下部氏が神官をつとめた松尾大社所蔵の『松尾社家系図』にも十握命の子としてみえる「若彦」がこれにあたると思われる。先行する注釈書にも出ているようなことなので、やはり、書いておいたほうがよいと思う。

160頁注2「父老相伝へて云ふ」

注釈が指摘するように、『日本書紀』仁徳天皇三十八年七月条には以下の風土記の説話とよく似た、つぎのような記事が示されている。「秋七月。天皇与二皇后。居二高台。而避暑。時毎夜。自二菟餓野。有レ聞二鹿鳴。其声寥亮而悲之。共起二可怜之情。及二月尽。以鹿鳴不レ聆。爰天皇語二皇后。曰。当二是夕。而鹿不レ鳴。其何由焉。明日。猪名県佐伯部献二苞苴。一。天皇令二膳夫。以問曰。其苞苴何物也。对言。牡鹿也。問之。何処鹿也。曰。菟餓野。時天皇以為。是苞苴者。必其鳴鹿也。因語二皇后。曰。朕比有二懷抱。聞二鹿声。而慰之。今推二佐伯部獲鹿之日夜及山野。即当二鳴鹿。其人雖下。不レ知二朕之愛。一。以適逢猶獲。猶不レ得レ已而有レ恨。故佐伯部不レ欲レ近二於皇居。一。乃令二有司。移二郷于安藝淳田。一。此今淳田佐伯部の祖也。俗曰。昔有二一人。往二菟餓。宿二于野中。時二鹿臥レ傍。將レ及二鷄鳴。一。牡鹿謂牝鹿曰。吾今夜夢之。白霜多降之覆二吾身。是何祥焉。牝鹿答曰。汝之出行。必為レ人見レ射而死。即以二白塩。塗二其身。一。如二霜素。一之応也。時宿人心裏異之。未レ

及二味爽^一。有二獵人。以射二牡鹿^二而殺。是以。時人諺曰。鳴牡鹿矣。随^三相夢^二也」。佐伯部が献上した牝鹿が、天皇が鳴き声を楽しんでいた鹿だったので、それを恨んだ天皇が、佐伯部を猪名県から安芸の淳田に移郷させたという前半の話は、風土記にはみえず、また、夢野の地名が登場しないこと、牝鹿が海を泳ぐ部分も脱落している。これは、『日本書紀』の説話が佐伯部の移郷を中心とした物語に仕立てられたために生じた相違点であって、後半の「俗の曰へらく」以下の部分が前半とうまく繋がっていないのも、そのためであろう。にもかかわらず、『日本書紀』が後半をあえてカットしなかったのは、この部分こそが本来的な伝承であったことに原因があると考えられる（平林章仁『鹿と鳥の文化史』〈白水社、平成四年九月〉一三頁）。こうした異同についても、かんたんに言及すべきではないだろうか。

なお、『日本書紀』の伝承では、地名の起源説話や鹿の渡海のこと欠落していることからわかるように、土地から切り離された不確かな内容になっており、その意味では、風土記の記事のほうが、刀我野地域の在地伝承としては独自の内容を多くふくんでいるといえる（平林氏前掲書、一三頁）。

160頁注7 「塩を春ぎ」

注釈は「白塩（食塩）とも」とする。たしかに、『日本書紀』

仁徳天皇三十八年七月条に載せる類話では「白塩」とあるが、ここは前田育徳島会尊経閣文庫所蔵本の「春塩」とするのが原型であろう。「塩を春く」とは固形の塩（いわゆる堅塩^{えんじ}）を粉碎することをいうのであって、新編全集本の云うように、塩を塗るのは、防腐のため。『日本霊異記』中巻、貸用寺息利酒不償死作牛役之償債縁第卅二に「是人存時。不^レ中^レ矢。猪念^二我当射。春^レ塩往荷見之无^レ猪」とある。

162頁注1 「比売嶋」

注釈は「大阪市西淀川区姫島」とする。ただし、新編全集本が諸説をあげつつも「明確な場所は不明」（425頁）としたように、比売嶋の比定には議論が多い。ただ、拙稿『撰津国風土記』「比売嶋」小考（拙著『風土記研究の諸問題』〈前掲〉所収）をご覧いただければ、姫島説は成立しないことがわかりただけだと思う。

188頁注2 「癸酉、分ちて伊賀国と為す」

「倭姬世記」は『倭姬命世記』の誤り。

189頁注8 「清見原の天皇」

注釈に「天武天皇。伊賀国を建てる（天武紀）。」とあるが、『日本書紀』天武天皇上・下（巻第二十八・二十九）には伊賀国建国のことはみえない。あるいは『扶桑略記』の誤りであろうか。

216 頁注 1 「熱田の社」

「記紀に同様の説話」という注があるが、ここはやはり、風土記をもとにしたとみられる記述が、鎌倉時代初期に成ったとみられる「尾張国熱田太神宮縁起」おわりくにあつたたいじんぐうえんぎに引かれていることは紹介すべきであろう。

219 頁注 2 「三宅寺」

注釈に「三宅連の氏寺。氏寺には寺領があり、特別収入が入る」とある。寺領があるのは、べつに氏寺に限ったことではないのに、どうしてこのようなことをわざわざ書くのか。第一、この逸文を読むのに、寺領がどれだけ関係するというのか。

241 頁注 2 「准后親房の記」

注釈は、ここで「准后」「親房」についてかんたんに説明するだけであるが、肝腎なのは『伊豆国風土記』逸文をふくむ『准后親房記』がいかなる書物かという点である。ところが、本書ではその点についてはふれるところがない。それもそのはず、『准后親房記』はこの『鎌倉実記』以外には絶えてみえない、疑わしい書物なのである（平泉澄「伊豆国風土記逸文と伝えられるものは偽作であろう」『日本上古史研究』三十四、昭和三十四年四月）。そのことをはっきりと書いておかないと、読者は逸文の真偽を判断できない。古典全書本が「親房の記は何を指すか不明」（下巻二五六頁）と書いているのは適切なコメントである。

風土記の注釈について（荊木）

279 頁注 6 「正倉」

注釈は正倉そのものについての説明だが、むしろ、正倉の有无を記載する筆法が『出雲国風土記』のそれと酷似している点を云うべきであろう。

279 頁注 7 「神龜三年、字を八槻と改む」

前条におなじ。これが『出雲国風土記』の地名に対する注記とまったく同文であることを指摘すべきである。これらの諸点は、本逸文の偽作説の根拠となるもので、それを云わないのは不親切であろう。

304 頁注 14 「豊宇加能売命」

豊宇加能売命の「豊（トヨ）」は豊饒をあらわす美称、「宇加（ウカ）」はウケの古語で、穀霊神こく霊いしんに共通する名辞。ゆえに、「豊宇加能売命」とは豊かな穀物の女神の謂であることは、注釈の説くとおりである。周知のように、伊勢の外宮の祭神を丹波から迎えたという伝承は、はやく『止由気宮儀式帳』にみえている。竹野郡の奈具社の「豊宇加能売命」が伊勢に遷ったとする解釈も古くから存在するので、この点には言及すべきであろう。「豊宇加能売命」と外宮祭神の「豊受比神」をおなじものとみてよいかはむつかしいが、神宮側の史料である『倭姫命世記』がこの『丹後国風土記』逸文を部分的に引用していることは重要である。これを根拠に豊宇加能売命＝豊受比神であると

はいえないまでも、「豊宇加能売命」を外宮祭神に結びつける伝承がはやくから存在したことを認めねばなるまい。

337頁注4 「藪臣」

注釈は「他にみえない。『正倉院文書』天平宝字七年(七六三)に備前国津高郡大領の「藪臣」が見える」とある。『正倉院文書』天平宝字七年」だけでは、一般の読者はおろか、専門家でも出典にあたるのはむづかしい。筆者もわからなかつた。『正倉院文書』では、宝亀七年(七七六)十二月十一日附の「備前国津高郡津高郷陸田売買券」(唐招提寺文書)には「大領外正六位上藪臣」某の名がみえる。藪臣は備中国下道郡曾能郷(しもみちくんのあうま)(現吉備郡真備町岡田を中心とした地域)であろう。

338頁 「迹麿郡」

本条については、これが『本朝文粹』二所載の「三善清行意見封事」きよゆきいけんふうじの一節であることを引かないと、現代語訳で「私、(三善清行)は」云々とあることがよく理解できないであろう。

338頁注3 「蘇定方」

注釈は『旧唐書』によると、唐初期の武将」と書くが、せめて『旧唐書』卷八十三列伝第三十三と、『新唐書』卷一百一十一、列伝第三十六に、それぞれ伝があることぐらいは書いてほしい。

339頁注2 「吉備建日子命」

注釈は『姓氏録』に孝靈天皇皇子吉備稚武彦命の子、または孫と伝える」と、大系本四八八頁の頭注とほぼ同じ記載だが、これだけでは説明不足。大事なのは、『新撰姓氏録』左京皇別・右京皇別に、それぞれ「下道朝臣。吉備朝臣同祖。稚武彦命之孫。吉備武彦命之後也」、「盧原公。笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫。吉備武彦命」とあつて、ともに吉備武彦命(よこみけのまこと)(吉備建日子命)を稚武彦命の孫としており、風土記下文の「此の三世王の宮」という表記と世系が一致する点であろう。

357頁注13 「伊社迹波の岡」

いわゆる道後温泉碑については、原碑が寛政六年に発見され、その後松山市内の義安寺(ぎあんじ)(松山市道後姫塚)に運ばれたという記録がある(齋藤忠「古典と考古学」(前掲)二三九―二四四頁)。碑文についてのべるのであれば、この情報は逸してはならぬであろう。

361頁 「湯桁の数」

ここでは國學院和学講談所本『河海抄』空蟬「いよのゆけた」によつて、「けたの数五百三十九歟云々素寂説」という逸文を紹介しているが、これではなぜこの一文が風土記逸文なのか、皆目見当がつかない。『河海抄』が『源氏物語』の注釈書で、ここは「空蟬」の「いよのゆけたもとくしかるまじうみゆ」

という一文の注釈であること、写本によっては当該箇所の傍書に「風土記曰」とあること、を書かないと、読者はこれを『伊予国風土記』の逸文とは認識しがたいであろう。

ところで、ここで不審な点がある。すなわち、本書が國學院和学講談所本『河海抄』によったとしている点である。筆者は未見だが、武田祐吉編『風土記』によると、同本には「風土記」という傍書が存するというが、おなじ写本によりながら、本書では「風土記」または「風土記曰」の文字がない。いずれが正しいのであろうか。ちなみに、本書巻末の「風土記逸文出典一覧」であげている玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』（角川書店、昭和四十三年六月）は、天理図書館所蔵本を底本としているが、「風土記曰イ」とい傍書があるといい、副本に用いた桃園文庫本にも「風土記曰」の書き入れが存するようである（二三四頁）。

378頁「筑紫風土記」

注記はないが、この表現は乙類の成立年代を考えるうえで重要な史料なので、先行学説の紹介がほしかったところ。たとえば、坂本太郎「風土記と日本書紀」（『坂本太郎著作集』四〈前掲所収〉）は、九州を総称した筑紫が他の諸国に対して一国に准ずるものと観念せられたことは古い慣行であって、そのことは、賦役令集解の古記に引いた民部省式が国の遠中近を定めて、遠国十六国として上総・常陸・武蔵・下総・上野・下野・陸奥・

風土記の注釈について（荊木）

佐渡・周防・石見・土左・越後・安藝・長門・隱岐・筑紫[○]・国[○]と記していることによっても知ることができるといふ。この民部式は和銅五年に分立した出羽国を載せていないから、それ以前のものと考えられるが、坂本氏は「筑紫風土記」という名からその風土記の作られた背景として、この民部式に見えるような筑紫の位置を起想することは不合理ではあるまい」として、筑紫風土記の名を負った風土記が各国別々の名を負った風土記よりも古いものとみておられる。

397頁「磐井君」

逸文に記された磐井の墓墳が、福岡県八女市^{やめし}に現存する岩戸山古墳^{いわとやまこふん}を指すことは、周知のとおりである。この古墳の周囲には周湊と周堤がめぐらされ、後円部の周堤に接して、一辺四五^レの方形別区が存在し、これが、風土記にいう別区・街頭にあたると思われることもよく知られている。またさらに、墳丘や別区からは、多数の埴輪とともに石製品が出土しており、墳丘に並べられた石製品は、風土記に「石人石盾各六十枚。交陣成行。周二匝四面」とあるものに相当し、また、別区にあるものは、おなじく逸文が「其中有二石人」。縦容立^レ地。号曰二解部。前有二人。裸形伏^レ地。号曰二儷人。一^一生^一仍^一儷^一猪^一側有^一二石猪四頭。号曰二臧物。^{物臧也}。並^並彼^並処^並亦有^一三石馬三疋。石殿三間。石蔵二間。」としるすものにあたりと考えられている。注

釈がこれらの事実にもまったくふれていないのは、どうしたことか。いったい、この「磐井君」は、研究の蓄積が多い逸文にもかかわらず、注が貧相。下段は空白が目立つ。大判の注釈書との比較は気の毒かも知れないが、古典大系本にはこの条の注が二十三あり、新編全集本にも二十四ある。四六判の古典全書本でさえ十五も注が附されているので、本書の五つはいかにも寂しい。

397頁「墓墳有り。高さ七丈」

この逸文をはじめ九州地方の乙類風土記には、漢文による凝った修飾が顕著だが、学識のある役人の手にかかるものらしく、当時の法律用語とおぼしきものが多用されている。この「墳高」や下文にみる「墓田」については、「唐令拾遺」の復原する喪葬令18に、「諸百官葬。墓田。一品方九十步。墳高一丈八尺。(後略)」とある(八三〇頁)。「墳高」や「墓田」は、養老喪葬令にはみえない用語であって、ここから、本条の作者は、唐令にも通じた人物であったことがわかる。

餘談だが、風土記逸文の「上妻県。々南二里。有筑紫君磐井之墓墳高七丈」という箇所は、古典大系本などでは「上妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳有り。高さ七丈」云々と読み下されていたが、これは、「筑紫君磐井の墓有り。墳高七丈」と解するのが正しい(森浩『考古学と古代日本』〈前掲〉三八四〜三

八五頁)。本書も訂正の欲しかったところである。

405頁「氣長足姫尊」「鏡山」

他の注釈の基準でいうと、これらの用語には「神功皇后のこと」「福岡県田川郡香春町鏡山」などという注があるべきだが、なぜか附されていない。前述の「磐井君」でもふれたが、西海道風土記の逸文についてはあるべき注を欠いているケースが多い。まさか息切れたわけでもあるまいが、406頁の「神亀四年」、409頁の「氷室」、にも西暦や用語説明がないし、409頁「豊後国速水ノ郡」・410頁「豊後ノ国球珠ノ郡」・422頁「玉名郡」・440頁「必志里」・440頁「大隅郡。串卜郷」・445頁「鯨伏郷」などの地名説明も欠いている(とくに五つ目の「大隅郡」の記載には疑問がある)。また、419頁の「肥後国号」の項のところも注釈はほとんどなく、「肥前国風土記」総記との共通性についてもふれていないなど、疎漏が目立つ。

463頁4行目

「野本邦夫」は「野木邦夫」の誤記。

その他

わずかな字数の逸文まで掲載するのであれば、拙稿「国造本紀所引の『山城国風土記』について」(拙著『風土記逸文の文献学的研究』〈前掲〉所収)で紹介した断片も掲載すべきではないかと思う。

○

以上、個々の注釈を検討しつつ、私案をのべてきた。注釈に對する所感をことごとく書き上げていくとキリがないので、このあたりで切り上げたい。

繰り返し云うが、これらは、あくまで自分ならこう書くという趣旨のものであって、それを書き込んでいない本書が駄目だというのではない。ただ、風土記を古代史料や上代文学作品としてより深く読者に理解してもらうためには、もう少し説明したほうがいいところもあるという筆者の主張は、おわかりいただけだと思う。その意味では、本書に先行する古典大系本・古典全書本・新編文学全集本は、いずれもよく練れた、良心的な注釈書である。このたび、叮嚀に読み返して、さらにその感を強くした。

本書の場合、文庫サイズという限られた紙面では、割愛せざるをえない注釈も少なくなかったと思われるが、それでも、筆者のみるところ、まだまだ餘白も多い。右に書いたような情報を悉く脚注に盛り込むのは不可能だとしても、そこは校注者の腕の見せどころ。言葉を切り詰めれば、主要な問題点に言及することは可能だと思う。それに、脚注のスペースは、工夫次第

風土記の注釈について(荊木)

でまだまだ確保できると思う。

たとえば、『日本書紀』一つとってみても、あるところでは『日本書紀』卷第二十五」とし(上巻22頁注12)、べつのところでは『神代紀』下』第九段正文」(上巻371頁注59)、『垂仁紀』三十二年」(上巻378頁注24)、『天智紀四年八月」(下巻68頁注4)、『日本書紀』卷第七景行天皇十八年条」(下巻69頁注21)、『日本書紀』雄略天皇二十二年」(下巻300頁注28)、『日本書紀』神代卷一書」(下巻433頁注4)といった具合である。あまにも表記にばらつきがあり、なおかつ冗長である。

ほかにも、小島瓔禮校注『風土記』(前掲)についていうと、上巻364頁注22では「旧版角川文庫」、365頁注2では「旧角川文庫」、396頁注49では「角川文庫旧版」などと不統一である。これらはいずれも、執筆者のあいだで申し合わせをすれば統一できるはずだし、略称を工夫すれば、ずいぶん字数の節約になるはずである。

文献の引用方法の話が出たのでついでに云うと、『新撰姓氏録』を引くのに「左京皇別」「山城国諸蕃」などの細目をあげていないところが多々あるのも不親切である。姓氏録については便利な「録番号」があるのに、なぜこれを利用しないのか。これなどは、字数を切り詰めるのにも有効なはず。

最後に、本書の編輯方針にかかわる本質的な問題を取り上げておきたい。それは、本書の風土記逸文の取り扱いについてである。

逸文末尾の「風土記逸文 解説」（飯泉健司氏）をご覧いただければおわかりのように、本書は、瀧口泰行氏らによって提唱された、風土記を奈良時代に限定しないでとらえる見方を継承する。そして、「奈良時代以降のまでも本書では風土記逸文として載せることにし」、「古風土記か否かの判定は保留した」（四五三～四五四頁）のである。また、「逸文を通じて風土記世界が時間的・空間的に広がりをもたんことを念じ、あえて幅広く掲載することを選んだ」とものべている（四五四頁）。

風土記のテキストや注釈書を作る際に、もつとも頭を悩ませるのが逸文の取り扱いである。古風土記に絞るにしても、若干はグレーゾーンの逸文が残り、その採否は研究者によって多少の温度差がある。筆者も、自身の判定結果を一覧にして公開したことがあるが（「風土記逸文一覧」拙著「風土記逸文の文献学的研究」〈前掲〉所収）、わずかながら判断に苦しむ逸文があったことは事実である。古典大系本・新編全集本をはじめ、過去の注釈書をみても、その苦勞のほどがよくしのばれる。

本書のような方針を採れば、取捨選択であれこれ悩む必要はない。読者の判断に委ねようというのだから、ある意味、賢明なやりかたである。

ただ、いわずもがなのことながら、現存する風土記逸文は重層的である。

まず、奈良時代の古風土記がある。これも九州地方の甲乙二種に象徴されるように、複数回の提出が想定しうる。ついで、延長風土記だが、これが古風土記そのものか、あるいはそれを補綴したものか、はたまた延長年間の新作かは、もはや容易に判別しえない。そこにいわゆる後世の風土記が加わり、それには古風土記に擬した偽作も交じるのだから、そうした「風土記類文書」の流れを正確に把握することは相当むづかしい。

そのため、本書のような方針をとった場合、以下のような、いくつかの問題が浮上する。

まず、「風土記」という名称で引用されていないものまで包括していいのかという問題がある。「風土記類文書」とは便利なことばだが、「某国風土記云」という記載さえない、断片的な文章を「風土記類文書」と断定する根拠はなんなのか。内容がいかに風土記的なら、それで問題ないというのか。

たとえば、下巻232頁・264～265頁に引く「駿河国風土記」逸文「白羽官牧」や「近江国風土記」逸文「伊香小江」「竹生嶋」の

逸文は、いずれも「古老伝へて曰ふ」とあるだけで、風土記とは書いていない。内容はいかにも「風土記」風だが、こうした出典も成立年代もよくわからない記事を、はたして風土記逸文に包括してよいか、筆者は疑問に思う。それは、下巻136頁「山城国風土記」逸文「賀茂乗馬」などの場合も同様である。

ただ、それでも、本書が、風土記と断らないものまでひろく収載する方針を貫くのであれば、なにも云わないが、ならば、『国名風土記』『日本惣国風土記』『丹後国風土記残缺』も掲出する必要があろう。もし、不掲載の理由が後世の偽作だからというのなら、偽作の疑いのもたれている「逸文」（たとえば、後述の『伊豆国風土記』逸文諸条・『陸奥国風土記』逸文諸条・『豊前国風土記』「宮処郡」など）をなぜあげるのか、そのあたりの基準が筆者にはよく理解できない。

また、ひろく掲出するというのであれば、ほかにもあげるべき「逸文」はたくさんある。先学が拾っていない（あるいはあえて無視した）「逸文」が諸書に散見することを、本書の編者もご存じないわけではない。

「逸文を通じて風土記世界が時間的・空間的に広がりをもたんことを念じ、あえて幅広く掲載」という意図はある程度理解できるにしても、掲載した個々の逸文の氏素姓うぢすじやうについては類被りほおがむというの、いささか無責任な気がする。巻末には「風土記

風土記の注釈について（荆木）

逸文 出典一覽」が掲げられているが、これも典籍の著者や成立年代を掲出しているだけで、その本がいかなる性格の書物かはまったくふれていない。

たとえば、「一覽」四六四頁に掲げられている「鎌倉実記」。同書の信用できないことはすでに伊勢貞丈せせだても『貞丈雜記』「書籍の部」で指摘しているが（島田勇雄『貞丈雜記』4〔平凡社、昭和六十一年二月二六三頁〕、なかでも『伊豆国風土記』を引く『准后親房記』に疑わしい点が多々あることは、平泉氏の「伊豆国風土記逸文と伝えられるものは偽作であろう」（前掲）に詳しい。同様に、「一覽」四六七頁にあげられた多田義俊ただよしとの『中臣祓氣吹抄なかつまはらいふききりょう』も、偽作の疑いもたれている（安本美典『高天が原の謎』（講談社、昭和四十九年七月）三七―四三頁）。多田は、「凡テ強博ノ人ナレドモ才ニ任セテ人ヲ欺ムク説モアリ」と評された人物で（『古事類苑』文学部二十五、九一五頁）、その著書にもいかがわしいものが多い。さらに、四六九頁にみえる『陸奥白河郡八槻村大善院旧記』などは、原本はこれを伴信友に書き送った岡部春平おかべはるひらしかみたことのない書物で、もとより原物は存在しない（新編全集本「逸文」所収文献解題「六二七―六二八頁、廣岡義隆・荆木美行「風土記逸文の認定について」植垣節也他編『風土記を学ぶ人のために』（世界思想社、平成十三年八月）二七九―二八一頁）。

これらは、逸文の信憑性を考えるうえで必要な知識である。にもかかわらず、そうした情報提供なしに、逸文の吟味を読者に委ねるのは、いかがなものであろう。

古風土記、後世の風土記的地誌、さらには偽作風土記。本書では、そんな多様な文献が、国ごとに括られているだけで、あとは雑然と排列されている。これでは、風土記世界の時間的・空間的広がりを実感する前に、そもそも編者のいう「広がり」とはなんなのか、おそらく読者は理解できないと思う。

冒頭で紹介した武田祐吉編『風土記』の「風土記逸文」は、蒐集の範囲が拡大の傾向にあった風土記逸文を、

第一類 何国風土記と明記して、大体その原文の儘に引用したと認むべきもの。

第二類 単に風土記と記して所属の国名を明記しないが、大体原文の儘に認められるもの。

第三類 何国風土記、或は単に風土記と記して、原文を完全に引用せず、抄出したり、国文に書き下したり、又は大意を要約したりして記したと認められるもの。

第四類 風土記とは記してゐないが、先哲が風土記逸文と認めたもの。

第五類 風土記類似の書籍より出で、先行の逸文集が採録

したものの、及びその類。

第六類 漢籍の風土記の引用と認められるもの。

第七類 風土記とは記してゐるが、疑はしいもの。

という七種に分類し（「例言」七頁）、「交通整理」したものである。同様の試みは、佐佐木信綱『新訂 上代文学史』上巻（東京堂、昭和二十三年二月）三四八―三六五頁にもみられるが、「風土記類文書」まで視野に入れた風土記逸文の研究を目指そうとするのならば、こうした括りで逸文を分類・整理しなければ、研究は進捗しないような気がする。個々の逸文が武田氏の分類のどれに当て嵌るかは、本書でも注釈に示されているが、「先学の判断はこうです、あとは各自判断してください」といわんばかりの態度は、やはり無責任といわれても致し方ない。

ちなみに、卑見をいえば、武田氏のような分類だけでは、「風土記世界の時間的広がり」がみえてこないと思う。その意味で、かつて秋本吉郎氏が、「風土記逸文の検討（一）（二）」（『大阪経大論集』一六・一七、昭和三十一年六・九月、のち秋本氏『風土記の研究』（大阪経済大学後援会、昭和三十八年十月）所収、引用は後者による）として発表した論文に附された「年代別 引用書別風土記記事引用書項目一覧」は示唆に富む。

この表は、風土記逸文を、「古代官撰風土記よりの引用」（さらに「風土記よりの直接引用」と「先行書よりの孫引用」とに分類）

と「別種の「風土記」と称する書よりの引用」「風土記」以外のものよりの引用」の四段階に分類しつつ、それら逸文を、その引用書の成立年代によって排列した労作である。表組みの都合で、逸文は標目しか掲げられていないが、こうした表に改良を加え、原文まで参照できるような形にして示せば、古風土記の逸文がいかに伝存してきたか、またそれとは別種の地誌がいつごろどんな形で登場してくるのかが、時系列で把握できよう。

風土記研究の多様化とともに、従来どちらかという軽視されてきた「風土記類文書」に光を当てる研究があらわれたことは、風土記受容史の新たな扉を開くものとして慶賀すべきであろう。しかし、こうした新視点からの研究には新たな手法が求められるべきであって、これまで拮据くつきされた逸文を並べてそれで終わりというのでは、研究の進捗は望むべくもあるまい。その点、本書にはいささか物足りなさを感じるのであって、あえて一言した次第である。妄言多謝。

(いばらき・よしゆき)

皇學館大学研究開発推進センター副センター長・教授

風土記の注釈について(荆木)